

## 中華人民共和國民法典總則編の試訳

### — 1986年民法通則，2017年民法總則からの改正点・対照資料として

長 友 昭

キーワード：①中国法，②民法典，③民法通則，④民法總則，⑤法の連続性

#### I はじめに

本稿は、中国における民法總則の規律する分野について、中国法における民事法分野の一里塚である1986年の中華人民共和國民法通則（以下「民法通則」とも称する）および今回の2020年民法典の制定の第一歩とも称される2017年制定の中華人民共和國民法總則（以下「民法總則」とも称する）から2020年に採択されて2021年1月より施行される中華人民共和國民法典（以下「民法典」とも称する）の總則編（以下「總則編」とも称する）においてどのような変化があったのかを検討する。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、13期全国人民代表大会3次會議において、「中華人民共和國民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言されたと報じられている<sup>(1)</sup>。本稿が扱う民法總則の分野については、1986年の民法通則の後、2017年という比較的最近に民法總則という単行法が作られ、その後に2020年の民法典の中に組み込まれた。ここに実質的に表現される法制度については、細かな異同はあれど、その連続性が重視されている。その内容的な連続性が、むしろ形式的な面での1つの特徴ともなっている。この点について、「民法總則に民法通則第五章「民事上の権利」に対応する章が作られたのは、現実の問題を解決することに重点を置き、実際の必要性に対応するためであり、それはまた、立法の歴史的連続性の重視でもある。今後も議論は続くだろうが、この章が中国民法總則の際立った特徴となっているのは間違いない<sup>(2)</sup>」と評する見解があり、注目に値する。この種の「議論」が民法總則の制定後にも続けられ、民法典の制定によって終止符が打たれたのか、それともある種の連続性・非連続性の有無を巡って今後もさらに続くのかは、理論的に興味深い点である。ここでは深くは立ち入らないが、本稿における訳出作業との関連に限定して言えば、立法作業開始当初から民法典の制定が視野に入っていた2017年の民法總則は、基本的な内容が維持された形で2020年の民法典の總則編となっており、全文を対照してまで比較検討する意義は少ない。むしろ、1986年の民法通則の規定が（2017年の民法總則を経ながら）どのように2020年の民法典總則編の規定へ変化していったかにこそ目配りして検討するべきであろう<sup>(3)</sup>。

そこで、本稿では、中国民法典<sup>(4)</sup>の総則編と1986年の民法通則<sup>(5)</sup>（必要に応じて2017年の民法総則<sup>(6)</sup>やその他の関連法令<sup>(7)</sup>）とを対照して訳出し、その改正点を明らかにする。これによって、中国民法典の制定によって、民法総則の分野にどのような変化があったのかを検討するための基礎資料を提示する。

## Ⅱ 中華人民共和國民法典（総則編）（2020年制定，2021年1月1日施行） および中華人民共和國民法通則（1986年4月12日制定，1987年1月1日施行，2021年1月1日廃止），中華人民共和國民法総則（2017年3月15日制定，2017年10月1日施行，2021年1月1日廃止）等の関連法規の試訳

凡例

1. 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「；」は「。」で区切らず、「，」で訳出した。
2. 民法典における民法通則、民法総則からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については関連規定に取り消し線で示した。③法改正等にとまなう表現の変更については民法典・関連規定の対応部分に下線で示した。④民法通則、民法総則以外の他の法律、法規、司法解釈等を取り込んだ部分についてはイタリック体および当該条文を提示して示した。なお、これら①から④の区分については相対的なものであるが、主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社，2020年，中国法制出版社編『中華人民共和國民法典 含新旧與關聯對照』中国法制出版社，2020年を参照した。
3. 翻訳中の〔 〕内の語は原文を示すものである。主として、訳語のみでは表現や意味の違いが分かりにくい部分に用いている。
4. 関連法規として示した法規の名称の一部において、以下の【 】内のような略称を用いている。
  - ①【民通意見】…最高人民法院「中華人民共和國民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（試行）[最高人民法院關於貫徹執行〈中華人民共和國民法通則〉若干問題的意見（試行）]（1988年1月26日最高人民法院裁判委員會で討論し採択，1988年4月2日公布，2021年1月1日廃止）
  - ②【契約法解釈（二）】…最高人民法院「中華人民共和國契約法」を適用する若干の問題に関する解釈（二）[最高人民法院關於適用〈中華人民共和國合同法〉若干問題的解釋（二）]（2009年2月9日最高人民法院裁判委員會第1462次會議で採択，2009年4月24日公布，2009年5月13日施行，2021年1月1日廃止）
  - ③【精神損害賠償司法解釋】…最高人民法院民事權利侵害における精神損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈[最高人民法院關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋]（2001年2月26日最高人民法院裁判委員會第1161次會議で採択，2001年3月8日公布・施行）
  - ④【民事案件訴訟時効規定】…最高人民法院民事案件を審理し訴訟時効制度を適用する若干の問題に関する規定[最高人民法院關於審理民事案件適用訴訟時効制度若干問題的規定]（2008年8月11日最高人民法院裁判委員會第1450次會議で採択，2008年9月1日施行，2020年12月29日改正）

中華人民共和國民法典（総則編編）	中華人民共和國民法通則（関連法規）
(2020年5月26日、第11回全国人民代表大会常務委員会第12次会議にて採択)	(1986年4月12日、第6期全国人民代表大会第4次会議にて採択)
<p>目次</p> <p>第1章 基本規定</p> <p>第2章 自然人</p> <p>第1節 民事権利能力および民事行為能力</p> <p>第2節 監護</p> <p>第3節 失踪宣告および死亡宣告</p> <p>第4節 個人工商業者、農村請負経営者</p> <p>第3章 法人</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 営利法人</p> <p>第3節 非営利法人</p> <p>第4節 特別法人</p> <p>第4章 非法人組織</p> <p>第5章 民事権利</p> <p>第6章 民事法律行為</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 意思表示</p> <p>第3節 民事法律行為の効力</p> <p>第4節 民事法律行為の条件の付帯および期限の付帯</p> <p>第7章 代理</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 委任代理</p> <p>第3節 代理の終了</p> <p>第8章 民事責任</p> <p>第9章 訴訟時効</p> <p>第10章 期間の計算</p>	<p>目次</p> <p>第1章 基本原則</p> <p>第2章 公民（自然人）</p> <p>第1節 民事権利能力および民事行為能力</p> <p>第2節 監護</p> <p>第3節 失踪宣告および死亡宣告</p> <p>第4節 個人工商業者、農村請負経営者</p> <p>第3章 法人</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 企業法人</p> <p>第3節 機関、事業単位および社会団体法人</p> <p>第4節 連合経営</p> <p>第4章 民事法律行為および代理</p> <p>第1節 民事法律行為</p> <p>第2節 代理</p> <p>第5章 民事権利</p> <p>第1節 財産所有権および財産所有権と関係のある財産権</p> <p>第2節 債権</p> <p>第3節 知的財産権</p> <p>第4節 人身権〔人身権〕</p> <p>第6章 民事責任</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 契約違反の民事責任</p> <p>第3節 権利侵害の民事責任</p> <p>第4節 民事責任の負担方式</p> <p>第7章 訴訟時効</p> <p>第8章 涉外民事関係の法律適用</p> <p>第9章 附則</p>
第1章 基本規定	第1章 基本原則
<p>第1条 <u>民事主体の合法的な権利と利益を保護し</u>、民事関係を規律し、<u>社会と経済の秩序を維持し</u>、<u>中国の特色のある社会主義の発展という要求に適応し</u>、<u>社会主義核心的価値観を発揚するために</u>、憲法に基づき本法を制定する。</p>	<p>第1条 <u>公民、法人の合法的な民事上の権利と利益を保障し</u>、民事関係を正確に規律し、<u>社会主義現代化建設事業の発展の必要に適応するため</u>、憲法および我が国の実際の状況に基づき、<u>民事活動の実践の経験を総括して</u>、本法を制定する。</p>
<p>第2条 民法は、平等な主体である<u>自然人、法人および非法人組織</u>の間の<u>人身関係と財産関係</u>を規律する。</p>	<p>第2条 中華人民共和國民法は、平等な主体である<u>公民の間、法人の間、公民と法人の間</u>の<u>財産関係と人身関係</u>を規律する。</p>
第3条 <u>民事主体の人身の権利、財産の権利およびそ</u>	第5条 <u>公民、法人の合法的な民事上の権利と利益は</u> 、

<p>他の合法的な権利と利益は、法的保護を受け、いかなる組織<u>または個人</u>も侵してはならない。</p> <p>第4条 <u>民事主体</u>の民事活動における<u>法的地位</u>は、一律に平等である。</p> <p>第5条 <u>民事主体</u>が民事活動に<u>従事する</u>にあたり、自由意思の原則を遵守して、<u>自己の意思により民事上の法律関係を設定、変更、終了</u>しなければならない。</p> <p>第6条 <u>民事主体</u>が民事活動に<u>従事する</u>にあたり、公平原則を遵守して、<u>それぞれの権利および義務を合理的に確定</u>しなければならない。</p> <p>第7条 <u>民事主体</u>が民事活動に<u>従事する</u>にあたり、<u>信義誠実</u>〔诚信〕の原則を遵守して、<u>誠実を維持し、承諾を順守</u>しなければならない。</p> <p>第8条 <u>民事主体</u>が民事活動に<u>従事する</u>にあたり、<u>法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない</u>。</p> <p>第9条 <u>民事主体</u>が民事活動に<u>従事する</u>にあたり、<u>資源の節約、生態環境の保護において有益</u>〔有利〕でなければならない。</p> <p>第10条 <u>民事紛争を処理する</u>にあたり、<u>法律に従わなければならないが、法律に規定のない場合は、慣習を適用することができるが、但し公序良俗に反してはならない</u>。</p> <p>第11条 <u>他の法律に民事関係についての特別の規定がある場合は、その規定に従う</u>。</p> <p>第12条 中華人民共和国の領域内の民事活動には、<u>中華人民共和国の法律を適用する</u>。法律に別段の規定がある場合は、<u>その規定に従う</u>。</p> <p>第2章 自然人</p> <p>第1節 民事権利能力および民事行為能力</p> <p>第13条 <u>自然人</u>は、出生の時から死亡の時まで、民事上の権利能力を有し、法により民事上の権利を有し、民事上の義務を負う。</p> <p>第14条 <u>自然人</u>の民事上の権利能力は、一律に平等である。</p>	<p>法律上の保護を受け、いかなる組織<u>および個人</u>も侵してはならない。</p> <p>第3条 <u>当事者</u>の民事活動における地位は、平等である。</p> <p>第4条 民事活動においては、<u>自由意思、公平、等価有償、誠実信用</u>〔诚实信用〕の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第7条 民事活動においては、<u>社会の公共道徳を尊重</u>しなければならない、<u>社会公共の利益を損ない、国家の経済計画を破壊し、社会経済の秩序を攪乱してはならない</u>。</p> <p>第6条 民事活動では、<u>必ず法律を遵守しなければならない</u>、<u>法律に規定のない場合は、国家の政策を遵守</u>しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第8条①中華人民共和国の領域内における民事活動には、<u>中華人民共和国の法律を適用するが、法律に別段の規定がある場合は除く</u>。</p> <p>第9条 <u>公民</u>は、出生の時から死亡の時まで、民事上の権利能力を有し、法により民事上の権利を有し、民事上の義務を負う。</p> <p>第10条 <u>公民</u>の民事上の権利能力は、一律に平等である。</p>
---	--

第15条 自然人の出生の時間および死亡の時間は、出生証明、死亡証明に記載された時間を基準とするが、出生証明、死亡証明がない場合は、戸籍登記またはその他の有効な身分登記に記載された時間を基準とする。その他の証拠があり上述の記載された時間を覆すにたりるときは、当該証拠により証明する時間を基準とする。

第16条 遺産相続、贈与の受領等の胎児の利益保護にわたる場合は、胎児は民事上の権利能力を有するものとみなす。但し、胎児の分娩時に死体であるときは、その民事上の権利能力がはじめから存在しない。

第17条 18歳以上の自然人は成年者とする。18歳未満の自然人を未成年者とする。

第18条 成年者は完全民事行為能力者とし、民事法律行為を単独で行うことができる。

② 16歳以上の未成年者が、自己の労働収入を生活の主たる生活源泉とする場合は、完全民事行為能力者とみなす。

第19条 8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を行うときは、その法定代理人が代理するか、またはその法定代理人の同意、追認を得るものとするが、但し、純粋に利益を得る民事法律行為またはその年齢、知能に応じた民事法律行為は単独で行うことができる。

第20条 8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理して行う。

第21条 自己の行為を弁識することができない成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理して行う。

② 8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識することができない場合は、前項の規定を適用する。

第22条 自己の行為を完全には弁識することができない成年者は、制限民事行為能力者とし、その法定代理人が代理して、またはその法定代理人の同意、追認を得て、民事法律行為を行うものとするが、但し、純粋に利益を得る民事法律行為およびその知能、精神健康状態に応じた民事法律行為は単独で行うことができる。

【民通意見】1. 公民の民事上の権利能力は出生の時に開始する。出生の時間は戸籍為を基準とするが、戸籍証明がない場合は、医院の出す出生証明を基準とするが、医院の証明がないときは、その他の関連する証明を参照して認定する。

相続法28条 遺産分割をする場合、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が出生時に死体であるときは、留保した相続分を法定相続によって処理する。

第11条 18歳以上の公民は成人であり、完全な行為能力を有し、独立して民事活動をおこなうことができ、完全民事行為能力者である。

② 16歳以上18歳未満の公民が、自己の労働収入を主たる生活源泉とする場合は、完全民事行為能力者とみなす。

第12条 10歳以上の未成年者は、制限的民事行為能力者であり、その者の年齢、知能に応じた民事活動を行うことができ、その他の民事活動は、その者の法定代理人が代理する、またはその者の法定代理人の同意を得るものとする。

② 10歳未満の未成年者は、民事行為無能力者であり、その者の法定代理人が民事活動を代理する。

第13条① 自己の行為を弁別することのできない精神病者は、民事行為無能力者であり、その者の法定代理人が民事活動を代理する。

第13条② 自己の行為を完全には弁識することができない精神病者は、制限的民事行為能力者であり、その者の精神健康状態に応じた民事活動をおこなうことができるが、その他の民事活動は、その者の法定代理人が代理する、またはその者の法定代理人の同意を得るものとする。

<p>第23条 民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人は、<u>その法定代理人</u>である。</p> <p>第24条 <u>自己の行為を弁識することができない、または完全には弁識することができない成年者について、その利害関係者または関連組織</u>は、人民法院に、当該成年者を民事行為無能力者または制限民事行為能力者とする<u>と認定するよう申請することができる。</u></p> <p>②人民法院によって民事行為無能力者または制限民事行為能力者とする<u>と認定された場合、本人、利害関係者または関連組織の申請を経て、人民法院は、その知能、精神の健康の回復の状況に基づいて、当該成年者が制限民事行為能力者または完全民事行為能力者として回復したと認定することができる。</u></p> <p>③本条の規定する関連組織には、<u>居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、法により設立された高齢者組織、民政部門等が含まれる。</u></p> <p>第25条 <u>自然人は、戸籍登記またはその他の有効な身分登記に記載された居所を住所とするが、常居所と住所が一致しない場合は、常居所を住所とみなす。</u></p> <p>第2節 監護</p> <p>第26条 父母は<u>未成年の子について、扶養〔抚养〕、教育および保護の義務を負う。</u></p> <p>②<u>成年の子は父母について、扶養〔贍養〕、扶助および保護の義務を負う。</u></p> <p>第27条 父母は、<u>未成年の子の監護人</u>である。</p> <p>②未成年者の父母がすでに死亡した、または監護能力を有しない場合は、下に列挙する監護能力を有する者が<u>順位に従い監護人を担う。</u></p> <p>(一) 祖父母、外祖父母 (二) 兄、姉 (三) <u>監護人を担う意向があるその他の個人または組織だが、但し、未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門の同意を得なければならない。</u></p>	<p>第14条 民事行為無能力者、制限的民事行為能力者の監護人は、<u>その者の法定代理人</u>である。</p> <p>第19条 <u>精神病者の利害関係者は、人民法院に、精神病者を民事行為無能力者または制限的民事行為能力者とする<u>と宣告するよう申請することができる。</u></u></p> <p>②人民法院によって民事行為無能力者または制限的民事行為能力者とする<u>と宣告された場合、その者の健康回復の状況に基づいて、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、その者を制限的民事行為能力者または完全民事行為能力者とする<u>と宣告することができる。</u></u></p> <p>第15条 <u>公民は、その者の戸籍所在地の居住地を住所とするが、常居住地と住所が一致しない場合は、常居住地を住所とみなす。</u></p> <p>婚姻法第21条① 父母は子について、扶養〔抚养〕・教育の義務を負い、子は、親について、扶養〔贍養〕・扶助の義務を負う。</p> <p>婚姻法第23条 父母には<u>未成年の子を保護および教育する権利と義務がある。未成年の子が国、集団または他人に損害を与えた場合、父母は、民事責任を負う義務がある。</u></p> <p>第16条 未成年者の父母は、<u>未成年者の監護人</u>である。</p> <p>②未成年者の父母がすでに死亡した、または監護能力がない場合には、下に列挙する者の中から監護能力を有する者が監護人を担う。</p> <p>(一) 祖父母、外祖父母 (二) 兄、姉 (三) <u>関係が緊密なその他の親族、友人で、監護責任を担うことを希望し、未成年者の父母の所属単位または未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会の同意をへた者。</u></p>
--	---

第28条 民事行為無能力者または制限民事行為能力者である成年者は、下に列挙する監護能力を有する者が順位に従い監護人を担う。

(一) 配偶者

(二) 父母、子

(三) その他の近親者

(四) 監護人を担う意向があるその他の個人または組織であるが、但し、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門の同意を経なければならない。

第29条 被監護人の父母が監護人を担う場合は、遺言により監護人を指定することができる。

第30条 法により監護の資格を具備する者の間で、監護人を協議により確定することができる。監護人を協議により確定する場合は、被監護人の真の意思を尊重しなければならない。

第31条 監護人の確定について争いがある場合は、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門が監護人を指定するが、関係する当事者が指定に不服があるときは、人民法院に監護人の指定を申請することができるが、関係する当事者は、直接人民法院に監護人の指定を申請することもできる。

②居民委員会、村民委員会、民政部門または人民法院は、被監護人の真の意思を尊重しなければならない、被監護人に最も有益であるという原則に基づき、法により監護の資格を具備する者の中から監護人を指定しなければならない。

③本条第1項の規定に基づいて監護人を指定する前に、被監護人の人身の権利、財産の権利およびその他の合法的な権利と利益を保護する者がいない状態に置かれている場合は、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会、法律の規定する関連組織または民政部門が、臨時の監護人を担う。

④監護人が指定された後、みだりに変更してはならず、みだりに変更した場合は、指定された監護人の責任は免除されない。

第32条 法により監護資格を具備する者がいない場合、監護人は、民政部門が担うことができるし、監護の職責を履行する要件を満たす被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会が担うこともできる。

第17条① 民事行為無能力または制限的民事行為能力の精神病者は、下に列挙する者が監護人を担う。

(一) 配偶者

(二) 父母

(三) 成年の子

(四) その他の近親者

(五) 関係が緊密なその他の親族、友人で、監護責任を担うことを希望し、精神病者の所属単位または住所地の住民委員会、村民委員会の同意を経た者。

←新設

【民通意見】15. 監護の資格を有する者の中で、監護人を協議により確定する場合は、協議により確定した監護人が被監護人についての監護責任を担わなければならない。

第16条③ 監護人の担任について争いがある場合は、未成年者の父、母の所属単位または未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会が、近親者のなかから指定する。指定を不服として訴えを提起するときは、人民法院が裁決する。

第17条② 監護人の担任について争いがある場合は、精神病者の所属単位または住所地の居民委員会、村民委員会が、近親者のなかから指定する。指定を不服として訴えを提起するときは、人民法院が裁決する。

第16条④ 第1項、第2項の規定する監護人がいない場合は、未成年者の父、母の所属単位または未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会、または民政部門が監護人を担う。

第17条③ 第1項の規定する監護人がいない場合は、

<p>第33条 完全民事行為能力を有する成年者は、その近親者、監護人を担う意向があるその他の個人または組織と事前に協議して、書面形式で自己の監護人を確定することができ、自己が民事行為能力を喪失または一部喪失した場合、当該監護人が監護の職責を履行するものとする。</p> <p>第34条 監護人の職責は、被監護人を代理して民事法律行為を行い、被監護人の人身権、財産権およびその他の合法的な権利と利益等を保護することである。</p> <p>②監護人が法により監護の職責を履行して生じた権利は、法的保護を受ける。</p> <p>③監護人が監護の職責を履行しなかった、または被監護人の合法的な権利と利益を侵害した場合は、法的責任を負わなければならない。</p> <p>④突発事件等の緊急の状況により、監護人が監護の職責を一時的に履行することができず、被監護人の生活が誰も世話する人がいない状態に置かれた場合、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門は、被監護人のために必要な臨時の生活の世話をする措置を手配しなければならない。</p> <p>第35条 監護人は、被監護人に最も有益である原則に基づき監護の職責を履行しなければならない。監護人は、被監護人の利益の保護となる場合を除き、被監護人の財産を処分してはならない。</p> <p>②未成年者の監護人が監護の職責を履行して、被監護人の利益に関わる決定を行う場合は、被監護人の年齢と知能の状況を考慮して、被監護人の真の意思を尊重しなければならない。</p> <p>③成年者の監護人が監護の職責を履行する場合は、被監護人の真の意思を最大限尊重し、被監護人がその知能、精神の健康状態に応じた民事法律行為を行うことを保障し、かおかつ協力しなければならない。被監護人が単独で処理する能力を有する事務については、監</p>	<p>精神病者の所属単位または住所地の居民委員会、村民委員会、または民政部門が、監護人を担う。</p> <p>高齢者の権利と利益保障法第26条 完全民事行為能力を具備する高齢者は、近親者、または自己と関係の緊密な、監護責任を担う意向があるのその他の個人、組織のなかから自己の監護人を協議により確定することができる。監護人は、高齢者が民事行為能力を喪失または一部喪失した場合、法により監護責任を担うものとする。</p> <p>②高齢者が監護人を事前に確定せずに、民事行為能力を喪失または一部喪失した場合は、関連する法律の規定によって監護人を確定する。</p> <p>民法総則第34条 監護人の職責は、被監護人を代理して民事法律行為を行い、被監護人の人身権、財産権およびその他の合法的な権利と利益等を保護することである。</p> <p>②監護人が法により監護の職責を履行して生じた権利は、法的保護を受ける。</p> <p>③監護人が監護の職責を履行しなかった、または被監護人の合法的な権利と利益を侵害した場合は、法的責任を負わなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第18条 監護人は、監護の職責を履行して、被監護人の人身、財産、およびその他の合法的な権利と利益を保護しなければならない。被監護人の利益のためである場合を除き、被監護人の財産を処理してはならない。</p> <p>②監護人が法により監護を履行する権利は、法的保護を受ける。</p> <p>③監護人は、監護の職責を履行せず、または被監護人の合法的な権利と利益を侵害した場合、責任を負わなければならない。被監護人に財産上の損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。人民法院は、関係者または関係単位の申請に基づいて、監護人の資格</p>
--	---



護人は干渉してはならない。

第36条 監護人に下に列挙する事由の1つがある場合、人民法院は、関連する個人または組織の申請に基づいて、その監護人の資格を取り消し、必要な臨時的監護措置を手配し、なおかつ被監護人に最も有益である原則によって法により監護人を指定する。

(一) 被監護人の心身の健康を著しく損なう行為を実施する

(二) 監護の職責の履行を怠り、または監護の職責を履行することができないにもかかわらず、監護の職責の一部または全部を他人に委任することを拒むことにより、被監護人を危機的な状態にする

(三) 被監護人の合法的な権利と利益を著しく侵害するその他の行為を実施する。

②本条の規定する関連する個人、組織には、法により監護の資格を具備するその他の者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政部門等が含まれる。

③前項の規定する個人および民政部門以外の組織が人民法院に監護人の資格の取消しをすみやかに申請しなかった場合は、民政部門が人民法院に申請しなければならない。

第37条 法により被監護人の扶養費〔抚养费、贍養費、扶養費〕を負担する父母、子、配偶者等は、人民法院により監護人の資格を取り消された後も、負担する義務を引き続き履行しなければならない。

第38条 被監護人の父母または子が人民法院によって監護人の資格を取り消された後に、被監護人に対する故意の犯罪を行った場合を除き、悔い改める表現が確かにあるときは、その申請を経て、人民法院は、被監護人の真の意思を尊重するという前提の下で、状況を考慮してその監護人の資格を回復し、人民法院の指定した監護人と被監護人の監護関係は同時に終了させることができる。

第39条 下に列挙する事由の1つがある場合、監護関係は終了する。

(一) 被監護人が完全民事行為能力を取得または回復した

(二) 監護人が監護能力を喪失した

(三) 被監護人または監護人が死亡した

(四) 人民法院が監護関係の終了を認定するその他の事由。

を取り消すことができる。

←新設

←新設

←新設

←新設

<p>②監護関係終了後も、被監護人が依然として監護を必要とする場合は、法により改めて監護人を確定しなければならない。</p> <p>第5節 失踪宣告および死亡宣告</p> <p>第40条 自然人が2年以上行方不明となった場合、利害関係者は、当該自然人が失踪者であると宣告するよう人民法院に申請することができる。</p> <p>第41条 自然人が行方不明となった時間は、その消息が不明の日から起算する。戦争期間に行方不明となった場合は、行方不明の時間は戦争終結の日または関連機関が確定した行方不明の日から起算する。</p> <p>第42条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母またはその他の財産管理人を担う意向がある者が管理する。</p> <p>②管理に争いがあり、前項の規定する者がいない場合、または前項の規定する者に管理能力がない場合は、人民法院が指定する者が管理する。</p> <p>第43条 財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産の権利と利益を保護しなければならない。</p> <p>②失踪者の未払いの税金、債務および支払うべきその他の費用は、財産管理人が失踪者の財産から支払う。</p> <p>③財産管理人の故意または重大な過失により失踪者の財産に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第44条 財産管理人が管理の職責を履行せず、失踪者の財産の権利と利益を侵害した、または管理能力を喪失した場合、失踪者の利害関係者は、人民法院に財産管理人の変更を申請することができる。</p> <p>②財産管理人に正当な理由がある場合、人民法院に財産管理人の変更を申請することができる。</p> <p>③人民法院が財産管理人を変更した場合、変更後の財産管理人は、すみやかに関連財産を移管し、なおかつ財産管理状況を報告するよう原財産管理人に請求する権利を有する。</p> <p>第45条 失踪者が再び現れた場合、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、失踪宣告を取り消さなければならない。</p>	<p>第20条① 公民が2年以上行方不明となった場合、利害関係者は、その者が失踪者であると宣告するよう人民法院に申請することができる。</p> <p>第20条② 戦争期間に行方不明となった場合、行方不明の時間は、戦争終結の日より計算する。</p> <p>第21条① 失踪者の財産は、その者の配偶者、父母、成年の子、または関係が緊密なその他の親族、友人が管理する。管理に争いがある場合に、上で規定する者がいないとき、または上で規定する者に管理能力がないときは、人民法院が指定する者が管理する。</p> <p>第21条② 失踪人の未払いの税金、債務、および支払うべきその他の費用は、管理人が失踪人の財産から支払う。</p> <p>←新設</p> <p>第22条 失踪を宣告された者が再び現れたまたはその行方が確認された場合、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、その者に対する失踪宣告を取</p>
--	--

②失踪者が再び現れた場合、すみやかに財産を移管し、なおかつ財産管理状況を報告するよう財産管理人に請求する権利を有する。

第46条 自然人に下に列挙する事由の1つがある場合、利害関係者は、当該自然人の死亡を宣告するよう人民法院に申請することができる。

(一) 行方不明になって4年以上である

(二) 突発事件により、行方不明になって2年以上である

②突発事件により行方不明になり、関連機関が当該自然人に生存の可能性がないことを証明した場合は、死亡宣告の申請は2年の時間的制限を受けない。

第47条 同一の自然人について、ある利害関係者が死亡宣告を申請し、ある利害関係者が失踪宣告を申請した場合、本法の規定する死亡宣告の要件を満たしたときは、人民法院は死亡宣告をしなければならない。

第48条 死亡を宣告された者は、人民法院が死亡宣告の判決を出した日をその死亡の日とみなすが、突発事件により行方不明となった死亡宣告の場合は、突発事件の発生日をその死亡の日とみなす。

第49条 自然人が死亡を宣告されたにもかかわらず死亡していない場合は、当該自然人が死亡宣告されていた期間中に行った民事上の法律行為の効力に影響を与えない。

第50条 死亡を宣告された者が再び現れた場合は、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、死亡宣告を取り消さなければならない。

り消さなければならない。

第23条 公民に下に列挙する事由の1つがある場合、利害関係者は、その者の死亡を宣告するよう人民法院に申請することができる。

(一) 行方不明になって4年以上の場合

(二) 突発事故により行方が不明になって、事故発生日より2年以上の場合

②戦争期間に行方不明になった場合、行方不明の時間は、戦争終結の日より起算する。

民事訴訟法第184条 公民が行方不明になって4年以上になった、または突発事故により行方不明になって2年以上になった、または突発事故で行方不明になり、当該公民に生存の可能性がないことの関係機関の証明を経て、利害関係人がその死亡の宣告を申請する場合は、行方不明者の住所地の基層人民法院に提出する。

②申請書には、行方不明の事実、期間および請求を明記し、なおかつ公安機関またはその他の関係機関の当該公民の行方不明に関する書面による証明を添付しなければならない。

【民通意見】29. 失踪宣告は死亡宣告において必ず経なければならない手続きではない。公民の行方不明について、死亡宣告の申請の要件を満たすものであれば、利害関係者は、失踪宣告の申請を経ずに直接死亡宣告を申請することができる。但し、利害関係者が失踪宣告のみを申請するのであれば、失踪宣告をしなければならず、同一順位の利害関係者が、ある者は死亡宣告を申請したが、ある者は死亡宣告に同意しないとしても、それは死亡宣告をしなければならない。

【民通意見】36. ① 死亡を宣告された者は、宣告の判決の日をその死亡の日付とする。判決書は、申請者に送付されるほか、死亡を宣告された者の住所地および人民法院においても公告しなければならない。

第24条 死亡を宣告された者が再び現れたまたはその者の死亡していないことが確認された場合は、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、その者に対する死亡宣告を取り消さなければならない。

②民事行為能力を有する者が死亡を宣告されていた期間に行った民事上の法律行為は有効である。

<p>第51条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日より解消する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告が取り消された日より回復する。但し、その配偶者が再婚したとき、または婚姻登記機関に対して回復を望まないことを書面で弁明したときは除く。</p> <p>第52条 死亡を宣告された者が死亡宣告されていた期間において、その子が法により他人により養子縁組されていた場合は、死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことを理由として養子縁組行為の無効を主張することはできない。</p> <p>第53条 死亡の宣告が取り消された者は、<b>本法第6編によりその財産</b>を取得した民事主体に、<b>財産の返還</b>を請求する権利を有するが、<u>返還できない場合は、適切な補償を行わなければならない。</u></p> <p>②利害関係者が真実の状況を隠蔽し、他人の死亡宣告をさせることによってその財産を取得した場合は、<u>財産を返還しなければならないほか、これによって生じた損害の賠償責任を負わなければならない。</u></p> <p>第4節 個人工商業者と農村請負経営者</p> <p>第54条 自然人が工商業の経営に従事し、法により登記を経た場合、個人工商業者とする。個人工商業者は商号をつけることができる。</p> <p>第55条 農村集団経済組織の構成員が、<u>法により農村土地請負経営権</u>を取得し、<u>家族請負経営に従事する場合</u>、農村請負経営者となる。</p> <p>第56条 個人工商業者の債務は、個人経営の場合は、個人の財産で負担するが、家族経営の場合は、<b>家族の財産で負担するものとし、<u>区別できないときは、家族の財産で負担する。</u></b></p> <p>②農村請負経営者の債務は、<b>農村土地請負経営に従事</b></p>	<p>民法総則第51条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日より消滅する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告が取り消された日より回復するが、但しその配偶者が、再婚したとき、または婚姻登記機関に対して回復を望まないことを書面で弁明したときは除く。</p> <p>【民通意見】38. 死亡を宣告された者が死亡宣告されていた期間において、その子が法により他人により養子縁組されて、死亡を宣告された者が死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことのみを主張して養子縁組関係の無効を主張した場合、一般には認められるべきではないが、但し、養親と養子が同意したときは除く。</p> <p>民法総則第52条 死亡を宣告された者が死亡宣告されていた期間において、その子が法により他人により養子縁組されていた場合は、死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことを理由として養子縁組関係の無効を主張することはできない。</p> <p>民法通則第25条 死亡宣告を取り消された者は、財産の返還を請求する権利を有する。相続法にしたがってその者の財産を取得した公民または組織は、<u>原物を返還しなければならないが、原物が存在しない場合は、適切な補償をする。</u></p> <p>【民通意見】39. 利害関係者が真実の状況を隠蔽し、他人の死亡宣告をさせてその財産を取得した場合は、<u>原物および果実を返還しなければならないほか、生じた損害の賠償をしなければならない。</u></p> <p>第26条 <u>公民が法律の許す範囲内において、法により認可登記を経て商工業経営に従事する場合</u>、個人工商業者とする。個人工商業者は商号をつけることができる。</p> <p>第27条 農村集団経済組織の構成員が、<u>法律の許す範囲内において、請負契約の規定にしたがい商品経営に従事する場合</u>、農村請負経営者とする。</p> <p>第29条 個人工商業者と農村請負経営者の債務は、個人経営の場合は、個人の財産で負担するが、家族経営の場合は家族の財産で負担する。</p>
---	---

<p>する農家の財産で負担するが、事実上農家の一部の構成員が経営する場合は、当該一部の構成員の財産で負担する。</p> <p>第3章 法人</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第57条 法人は、民事上の権利能力および行為能力を有し、法により独立して民事上の権利を有し、民事上の義務を負う組織である。</p> <p>第58条 法人は、法により成立しなければならない。</p> <p>②法人は、自己の名称、組織機関、住所、財産または経費を有しなければならない。法人の成立の具体的要件および手続は、法律、行政法規の規定に従う。</p> <p>③法人の設立は、法律、行政法規で関連機関の認可を経なければならないと規定する場合は、その規定に従う。</p> <p>第59条 法人の民事上の権利能力および民事上の行為能力は、法人の成立時に発生し、法人の終了時に消滅する。</p> <p>第60条 法人は、その全財産で独立の民事責任を負う。</p> <p>第61条 法律または法人の定款の規定により、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者とする。</p> <p>②法定代表者が法人名義で民事活動に従事するときは、その法律効果は法人が負う。</p> <p>③法人の定款または法人権力機関の法定代表者に対する代表権の制限は、善意の相手方に対抗することができない。</p> <p>第62条 法定代表者がその職務遂行によって他人に損害を与えた場合、法人が民事責任を負う。</p> <p>②法人が民事責任を負った後、法律または法人の定款</p>	<p>第36条① 法人は、民事上の権利能力および行為能力を有し、法により独立して民事上の権利を有し、民事上の義務を負う組織である。</p> <p>第37条 法人は、下に列挙する要件を満たさなければならない。</p> <p>(一)法により成立する (二)必要な財産または経費を有している (三)自己の名称、組織機関および場所を有している (四)民事責任を独立して担える</p> <p>第36条② 法人の民事上の権利能力および民事上の行為能力は、法人の成立時に発生し、法人の終了時に消滅する。</p> <p>第48条 全人民所有制企業法人は、国家が授与したその経営管理財産をもって民事責任を負う。集団所有制企業法人は、企業が所有する財産をもって民事責任を負う。中外合資経営企業法人、中外合作経営企業法人および外資企業法人は、企業が所有する財産をもって民事責任を負うが、法律で別段の規定がある場合は除く。</p> <p>第38条 法律または法人組織の定款規定により、法人を代表して職権を行使する責任者は、法人の法定代表者とする。</p> <p>←新設</p>
--	--

<p>の規定により、過失のある法定代表者に求償することができる。</p> <p>第63条 法人は、<u>その主たる事務処理機関の所在地</u>を住所とする。法により法人登記をする必要がある場合は、<u>主たる事務処理機関の所在地を住所として登記</u>しなければならない。</p> <p>第64条 法人の<u>存続期間に登記事項の変更が生じた</u>場合は、<u>法により登記機関に登記の変更を申請</u>しなければならない。</p> <p>第65条 法人の<u>実際の状況が登記事項と一致しない</u>場合は、<u>善意の相手方に対抗</u>することができない。</p> <p>第66条 登記機関は、<u>法により法人登記の関連情報をすみやかに公示</u>しなければならない。</p> <p>第67条 法人が合併する<u>場合</u>、<u>その権利および義務は合併後の法人が有し、負う</u>。</p> <p>②法人が分割された<u>場合</u>、<u>その権利および義務は分割後の法人が連帯債権を有し、連帯債務を負うが、但し、債権者と債務者に別段の約定があるときは除く</u>。</p> <p>第68条 下に<u>列挙する原因の1つがあり、なおかつ法により清算が完成し、登記が抹消された場合</u>、法人は消滅する。          (一) <u>法人の解散</u>          (二) <u>法人が破産宣告を受ける</u>          (三) <u>法律の規定するその他の原因</u></p> <p>②法人の消滅について、<u>法律、行政法規で関連機関の認可を経る必要があると規定するときは、その規定に従う</u>。</p> <p>第69条 下に<u>列挙する事由の1つがある場合</u>、法人は解散する。          (一) <u>法人の定款で規定する存続期間が満了した、または法人の定款で規定するその他の解散事由が生じた</u>          (二) <u>法人の権力機関が解散を決議した</u>          (三) <u>法人の合併または分割により解散の必要が生じた</u>          (四) <u>法人が、法によりその営業免許、登記証書を取</u></p>	<p>第39条 法人は、<u>その法人の主要な事務処理機関の所在地</u>を住所とする。</p> <p>第44条① 企業法人の分割、<u>合併またはその他の重要な事項の変更は、登記機関に登記の手続きをし、なおかつ公告</u>しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>民法通則第44条② 企業法人が分割、合併するにあたり、<u>その法人の権利および義務は変更後の法人が有し、負う</u>。</p> <p>契約法第90条 当事者が<u>契約を締結した後に合併した場合は、合併後の法人またはその他の組織が契約の権利を行使し、契約の義務を履行する</u>。当事者が<u>契約を締結した後に分割された場合は、債権者と債務者に別段の約定のあるときのほか、分割後の法人またはその他の組織が契約の権利と義務について、連帯債権を有し、連帯債務を負う</u>。</p> <p>第45条 企業法人は、下に<u>列挙する原因の1つがあることによって消滅する</u>。          (一) <u>法による取消</u>          (二) <u>解散</u>          (三) <u>法による破産宣告</u>          (四) <u>その他の原因</u>。</p> <p>会社法第181条 <u>会社は下に列挙する原因により解散する</u>。          (一) <u>会社の定款で規定する営業期間が満了した、または会社の定款で規定するその他の解散事由が発生した</u>          (二) <u>株主会または株主総会が解散を決議した</u>          (三) <u>会社の合併または分割により解散の必要が生じた</u></p>
---	---

<p>り上げられ、閉鎖を命じられ、または取り消された <b>(五) 法律の規定するその他の事由</b></p> <p>第70条 法人が解散する場合、合併または分割の状況のほか、清算義務者はすみやかに清算委員会を設置し、清算を行わなければならない。</p> <p>②法人の取締役、理事等の執行機関または意思決定機関の構成員を清算義務者とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>③清算義務者が清算義務をすみやかに履行せず、損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。主管機関または利害関係者は、人民法院に、関係者の指定による清算委員会の設置、清算を申請することができる。</p> <p>第71条 法人の清算手続と清算委員会の職権は、関連法律の規定に従うが、規定がない場合は、会社法の関連規定を参照し適用する。</p> <p>第72条 清算期間において、法人は存続するが、但し、清算に関係のない活動に従事してはならない。</p> <p>②法人清算後の残余財産は、法人の定款の規定または法人の権力機関の決議に従って処理する。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>③清算が終了し、なおかつ法人の登記を抹消した時に、法人は消滅するが、法により法人の登記を必要としない場合は、清算が終了した時に、法人は消滅する。</p> <p>第73条 法人が破産宣告を受けた場合、法により破産の清算を行い、なおかつ法人の登記を抹消した時に、法人は消滅する。</p> <p>第74条 法人は法により出先機関を設置することができる。法律、行政法規で出先機関の登記をしなければならないと規定している場合は、その規定に従う。</p> <p>②出先機関は、自己の名義で民事活動に従事し、生じた民事責任は法人が負うが、まず当該出先機関が管理する財産をもって負担し、負担するのに不足する場合には、法人が負担するという事もできる。</p> <p>第75条 設立者が法人設立のために従事した民事活</p>	<p>(四) 法により営業免許を取り上げられ、閉鎖を命じられ、または取り消された (五) 人民法院が本法第183条の規定に基づき解散させた</p> <p>第40条 法人の終了にあたり、法により清算をおこない、清算の範囲外の活動を停止しなければならない。</p> <p>第47条 企業法人の解散は、清算組織を設立して、清算しなければならない。企業法人が取り消される、破産宣告される場合、主管機関または人民法院が関係機関および関係者を組織して清算組織を設立し、清算しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第40条 法人が消滅するにあたり、法により清算を行い、清算の範囲外の活動を停止しなければならない。</p> <p>第46条 企業法人が消滅するにあたり、登記機関に抹消登記を行い、なおかつ公告しなければならない。</p> <p>会社法189条 会社の清算が終了した後、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を求め、なおかつ会社登記機関に提出し、会社登記の抹消を申請し、会社終了の公告を行わなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>会社法14条① 会社は支社を設立することができる。支社を設立する場合は、会社登記機関に登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。支社は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。</p> <p>←新設</p>
---	---

<p>動について、その法的効果は法人が受けるが、法人が設立されなかった場合は、その法的効果は設立者が負うものとし、設立者が複数のときは、連帯して債権を有し、連帯して債務を負う。</p> <p>②設立者が法人設立のために、自己の名義で民事活動に従事して生じた民事責任について、第三者は、法人または設立者が負担することを選択して請求する権利を有する。</p> <p>第2節 営利法人</p> <p>第76条 利益を取得し、なおかつ株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人は、営利法人とする。</p> <p>②営利法人には、有限責任会社、株式有限会社およびその他の企業法人等が含まれる。</p> <p>第77条 営利法人は、法により登記を経て成立する。</p> <p>第78条 法により設立された営利法人には、登記機関が営利法人営業許可証を発行する。営業許可証の発行日を営利法人成立の日とする。</p> <p>第79条 営利法人を設立するには、法により法人の定款を作成しなければならない。</p> <p>第80条 営利法人には、権力機関を設置しなければならない。</p> <p>②権力機関は、法人の定款の改正、執行機関、監督機関の構成員の選挙または交替、および法人の定款で規定するその他の職権を行使する。</p> <p>第81条 営利法人は、執行機関を設置しなければならない。</p> <p>②執行機関は、権力機関の会議の招集、法人の経営計</p>	<p>民法総則第76条 利益を取得し、なおかつ株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人は、営利法人とする。</p> <p>②営利法人には、有限責任会社、株式有限会社およびその他の企業法人等が含まれる。</p> <p>第41条 全人民所有制企業、集団所有制企業は、国家の規定に適合する資金を有し、組織の定款、組織の機関および場所〔場所〕を備え、民事責任を独立して負うことができる場合、主管機関の認可登記を経て、法人格を取得する。</p> <p>②中華人民共和国の領域内に設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業および外資企業で、法人の要件を備えている場合、法により工商行政管理機関の認可登記を経て、中国の法人格を取得する。</p> <p>会社法第7条① 法により設立された会社には、会社登記機関が会社営業許可証を発行する。会社営業許可証の発行日を会社の成立の日とする。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
---	--



画および投資案の決定、法人内部の管理機関の設置の決定、および法人の定款で規定するその他の職権を行使する。

③執行機関を取締役会または執行取締役とする場合、取締役会会長、執行取締役または理事〔董事长、执行董事或者经理〕が、法人の定款の定めに従って法定代表者を担当するが、取締役会または執行取締役を設けていないときは、法人の定款で規定する主な責任者をその執行機関および法定代表者とする。

第 82 条 営利法人が監査役会または監査役等の監督機関を設置した場合、監督機関は、法により法人財務の検査、執行機関の構成員や高級管理者が行った法人の職務行為の監督、および法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

←新設

第 83 条 営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して法人または他の出資者の利益を侵害してはならず、出資者の権利を濫用し、法人または他の出資者に損害を与えた場合は、法により民事責任を負わなければならない。

←新設

②営利法人の出資者は、法人の独立した地位および出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を侵害してはならず、法人の独立した地位および出資者の有限責任を濫用して債務を免れ、法人の債権者の利益を著しく侵害した場合は、法人の債務について連帯して責任を負わなければならない。

第 84 条 営利法人の支配的出資者、実際の支配者、取締役、監査役、高級管理者は、その関連する関係を利用して法人の利益を侵害してはならず、関連する関係を利用して法人に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

←新設

第 85 条 営利法人の権力機関、執行機関の決議した会議招集手続、表決方式が法律、行政法規、法人の定款に違反し、または決議の内容が法人の定款に違反した場合、営利法人の出資者は、人民法院に当該決議の取消を請求することができる。但し、営利法人が当該決議に基づいて善意の相手方と形成した民事上の法律関係は影響を受けない。

←新設

第 86 条 営利法人は経営活動に従事するにあたり、商業道徳を遵守し、取引の安全を保護し、政府および社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

←新設

第 3 節 非営利法人

←新設

<p>第 87 条 公益目的またはその他の非営利目的のために成立し、出資者、設立者または会員に取得した利益を分配しない法人は、非営利法人とする。</p> <p>②非営利法人には、事業単位、社会団体、基金会、社会サービス機構等が含まれる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 88 条 法人の要件を満たし、経済社会の発展の必要性に適合し、公益サービスの提供のために設立する事業単位は、法により登記を経て成立し、事業単位の法人格を取得するが、法により法人登記の手続きを必要としない場合は、成立の日より事業単位の法人格を有する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 89 条 事業単位法人が理事会を設立する場合、法律に別段の規定がある場合を除き、理事会をその意思決定機関とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、行政法規または法人の定款の定めに従って生じる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 90 条 法人の要件を満たし、会員共同の意思に基づき、公益目的または会員共同の利益等の非営利目的のために設立する社会団体は、法により登記を経て成立し、社会団体の法人格を取得するが、法により法人登記手続きを必要としない場合は、成立の日より社会団体の法人格を有する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 91 条 社会団体法人を設立するには、法により法人の定款を作成しなければならない。</p> <p>②社会団体法人は、会員大会または会員代表大会等の権力機関を設置しなければならない。</p> <p>③社会団体法人は、理事会等の執行機関を設置しなければならない。理事長または会長等の責任者は、法人の定款の規定に従って法定代表者を担当する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 92 条 法人の要件を満たし、公益目的のために寄付財産をもって設立する基金会、社会サービス機関等は、法により登記を経て成立し、寄付法人格を取得する。</p> <p>②法により設立する宗教活動の場所について、法人の要件を満たす場合は、法人登記を申請し、寄付法人格を取得することができる。法律、行政法規で宗教活動の場所についての規定があるときは、その規定に従う。</p>	<p>→慈善法第 10 条参照</p>
<p>第 93 条 寄付法人を設立するにあたり、法により法人の定款を作成しなければならない。</p>	<p>→慈善法第 12 条参照</p>

<p>②寄付法人は、理事会、民主的管理組織等の意思決定機関を設置し、なおかつ執行機関を設置しなければならない。理事長等の責任者は、法人の定款の規定に従って法定代表者を担当する。</p> <p>③寄付法人は、監事会等の監督機関を設置しなければならない。</p> <p>第94条 寄付者は、寄付法人に寄付財産の使用、管理状況を照会する権利を有し、なおかつ意見と建議を提出することができ、寄付法人は、すみやかに、事実の通り回答しなければならない。</p> <p>②寄付法人の意思決定機関、執行機関またはその法定代表者が決定を行う手続が法律、行政法規、法人の定款に違反し、または決定の内容が法人の定款に違反した場合は、寄付者等の利害関係者または主管機関は、人民法院に当該決定の取消を請求することができる。但し、寄付法人が当該決定に基づいて善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない。</p> <p>第95条 公益目的のために成立した非営利法人が消滅する場合、出資者、設立者または構成員に残余財産を配分してはならない。残余財産は、法人の定款の定めまたは権力機関の決議に従って公益目的に用いなければならないが、法人の定款の定めまたは権力機関の決議に従って処理することができないときは、主管機関が指揮して、趣旨が同様または類似する法人に移転し、なおかつ社会に公告するものとする。</p> <p>第4節 特別法人</p> <p>第96条 本節で規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市部農村〔城鎮农村〕の合作経済組織法人、基層大衆自治組織法人は特別法人とする。</p> <p>第97条 独立の経費を有する機関および行政機能を有する法定機関は、成立の日から機関法人格を有し、機能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。</p> <p>第98条 機関法人が取り消された場合、法人は消滅し、その民事上の権利と義務は、後継の機関法人が有し、負うものとするが、後継の機関法人がないときは、取消の決定を行った機関法人が有し、負う。</p> <p>第99条 農村集団経済組織法人は、法により法人格を取得する。</p>	<p>公益事業寄付法第21条 寄付贈与者は、寄付受贈者に寄付贈与財産の使用、管理状況を照会する権利を有し、なおかつ意見と建議を提出することができる。寄付贈与者の照会について、寄付受贈者は、事実の通り回答しなければならない。</p> <p>→慈善法第18条参照</p> <p>←新設</p> <p>第50条① 独立した経費をもつ機関は、成立の日から法人格を有する。</p> <p>→国家賠償法第7条⑤参照</p> <p>←新設</p>
--	--

<p>②法律，行政法規に農村集団経済組織法人についての規定がある場合は，その規定に従う。</p> <p>第100条 都市部農村〔城镇农村〕の合作経済組織は，法により法人格を取得する。</p> <p>②法律，行政法規に都市部農村の合作経済組織についての規定がある場合は，その規定に従う。</p> <p>第101条 居民委員会，村民委员会は，基層大衆自治組織<b>法人格</b>を有し，機能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。</p> <p>②<b>村の集団経済組織を設立していない場合は，村民委员会が法により村の集団経済組織の機能を代行することができる。</b></p> <p>第4章 非法人組織</p> <p>第102条 非法人組織は，法人格を有しないが，但し，法により自己の名義で民事活動に従事することができる組織である。</p> <p>②<b>非法人組織には，個人独資企業，組合企業，法人格を有しない専門サービス機関等が含まれる。</b></p> <p>第103条 非法人組織は，法律の規定に従って登記しなければならない。</p> <p>②<b>非法人組織を設立するにあたり，法律，行政法規で関連機関の認可を経る必要があると規定する場合は，その規定に従う。</b></p> <p>第104条 <b>非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合は，その出資者または設立者が無限責任を負う。</b>法律に別段の規定があるときは，その規定に従う。</p> <p>第105条 非法人組織は，一人または数人が当該組織を代表することを確定して民事活動に従事することができる。</p> <p>第106条 下に列挙する事由の1つがある場合，非法人組織は解散する。          (一) 定款で定める存続期間が満了した，または定款で定めるその他の解散事由が生じた          (二) 出資者または設立者が解散を決定した          (三) 法律の規定するその他の事由。</p>	<p>民法総則第100条 都市部農村の合作経済組織は，法により法人格を取得する。</p> <p>②法律，行政法規に都市部農村の合作経済組織についての規定がある場合は，その規定に従う。</p> <p>→都市居民委员会組織法第2条，村民委员会組織法第2条参照</p> <p>→個人独資企業法第2条，組合企業法第2条①参照</p> <p>←新設</p> <p>→組合企業法第2条②③，個人独資企業法第2条参照</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
---	---

<p>第107条 非法人組織が解散する場合は、法により清算をしなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第108条 非法人組織は、本章の規定を適用するほか、本編第3章第1節の関連規定を参照して適用する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第3章 民事権利</p>	
<p>第109条 自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける。</p>	<p>第101条 公民、法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗などの方法で公民、法人の名誉を毀損することを禁止する。</p>
<p>第110条 自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。</p>	<p>第98条 公民は生命健康権を有する。</p>
<p>②法人、非法人組織は名称権、名誉権、栄誉権を有する。</p>	<p>第99条 公民は氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用および規定に従い変更する権利を有し、他人による干渉、盗用、詐称を禁止する。</p>
<p></p>	<p>②法人、個人工商業者、個人組合は、名称権を有する。企業法人、個人工商業者、個人組合は、自己の名称を使用し、法により譲渡する権利を有する。</p>
<p></p>	<p>第100条 公民は肖像権を有し、本人の同意を経ずに、営利を目的として公民の肖像を使用してはならない。</p>
<p></p>	<p>第101条 公民、法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗等の方法で公民、法人の名誉を毀損することを禁止する。</p>
<p></p>	<p>第102条 公民、法人は栄誉権を有し、公民、法人の栄誉称号を不法に剥奪することを禁止する。</p>
<p></p>	<p>第103条 公民は婚姻自主権を有し、売買婚、請負婚および婚姻の自由に干渉するその他の行為を禁止する。</p>
<p>第111条 自然人の個人情報、法律の保護を受ける。いかなる組織または個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合は、法により取得し、なおかつ情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、送信してはならず、他人の個人情報を違法に売買、提供または公開してはならない。</p>	<p>インターネット安全法第44条 いかなる個人および組織も、個人情報を窃取またはその他の不法な方法で取得してはならず、個人情報を違法に販売または違法に他人へ提供してはならない。</p>
<p>第112条 自然人の婚姻家族関係等で生じた人身権は、法律の保護を受ける。</p>	<p>第104条 婚姻、家族、老人、母親および児童は、法律の保護を受ける。</p>
<p></p>	<p>②身体障害者の合法的な権利と利益は、法律の保護を受ける。</p>

<p>第113条 <u>民事主体の財産権</u>は法律で<b>平等</b>に保護を受ける。</p>	<p>民法通則第75条 公民の個人財産には、公民の合法的収入、家屋、貯蓄、生活用品、文物、図書資料、樹林、家畜および法律で公民が所有することを許された生産手段ならびにその他の合法的な財産が含まれる。</p> <p>②公民の合法的な財産は、法律の保護を受け、いかなる組織または個人による侵奪、集団略奪、破壊または不法な封印、差押え、凍結、没収も禁止する。</p> <p>物権法第4条 <u>国家、集団、私人の物権</u>およびその他の権利者の物権は、法律の保護を受け、いかなる単位および個人も侵害してはならない。</p>
<p>第114条 <b>民事主体は、法により物権を有する。</b></p> <p>②物権は権利者が法により特定の物に対して直接的な支配と排他性を有する権利であり、所有権、用益物権および担保物権が含まれる。</p>	<p>民法通則第71条 財産所有権とは、所有者が法により自己の財産に対して、占有、使用、収益および処分 の権利を有することをいう。</p> <p>物権法第2条③ 本法で称する物権は、権利者が法により特定の物について直接的な支配と排他性を有する権利を指し、所有権、用益物権および担保物権が含まれる。</p>
<p>第115条 物には不動産と動産が含まれる。権利を物権の客体とすることを法律で規定する場合は、その規定に従う。</p>	<p>物権法第2条② 本法で称する物には、<del>不動産と動産</del>が含まれる。権利を物権の客体とすることを法律で規定する場合は、その規定に従う。</p>
<p>第116条 物権の種類と内容は、法律によって規定する。</p>	<p>物権法第5条 物権の種類と内容は、法律によって規定する。</p>
<p>第117条 公共の利益の必要のために、<b>法律で規定する権限および手続に従って</b>、<u>不動産または動産</u>を収用、<b>徴用</b>する場合は、公平で、<b>合理的な補償</b>をしなければならない。</p>	<p>国有土地上家屋収用補償条例第2条 公共の利益の必要のために、<u>国有土地</u>上の単位、<u>個人の家屋</u>を収用するにあたり、収用される家屋の所有者（以下被収用者と称す）に公平な補償をしなければならない。</p>
<p>第118条 <b>民事主体は、法により債権を有する。</b></p> <p>②<b>債権とは、契約、不法行為</b> [侵权行为]、<b>事務管理、不当利得</b>および<b>その他の法律の規定により</b>、<b>権利者が特定の義務者に一定の行為の作為または不作為を請求する権利</b>である。</p>	<p>第84条 債権・債務 [債]とは、契約の約定に従って、または法律の規定に従って、当事者の間に生じる特定の権利および義務の関係である。権利を有する者が債権者であり、義務を負う者が債務者である。</p> <p>②債権者は、債務者に、契約の約定に従って、または法律の規定に従って、義務を履行するよう請求する権利を有する。</p>
<p>第119条 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。</p>	<p>契約法第8条① 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。当事者は、約定に従って自己の義務を履行しなければならず、<b>契約を勝手に変更または解除してはならない。</b></p>
<p>第120条 <u>民事上の権利と利益が侵害された場合</u>、被</p>	<p>権利侵害責任法第2条① <u>民事の権利と利益を侵害し</u></p>

<p>権利侵害者は、権利侵害者に権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>第121条 法定または約定の義務がないにもかかわらず、他人の利益が損失を避けるためにして管理を行った者は、これにより支出した必要な費用の償還を受益者に請求する権利を有する。</p> <p>第122条 他人が法律の根拠ないことによつて、不当な利益を取得した場合、損失を受けた者は不当な利益の返還を請求する権利を有する。</p> <p>第123条 民事主体は、法により知的財産権を有する。</p> <p>②知的財産権は、権利者が法により下に列挙する客体について専有する権利である。</p> <p>(一) 著作物【作品】</p> <p>(二) 発明、実用新案、意匠【外观设计】</p> <p>(三) 商標</p> <p>(四) 地理的表示</p> <p>(五) 商業秘密</p> <p>(六) 集積電子回路図設計</p> <p>(七) 植物新品種</p> <p>(八) 法律の規定するその他の客体。</p> <p>第124条 自然人は、法により相続権を有する。</p> <p>②自然人の合法的な私有財産は、法により相続することができる。</p> <p>第125条 民事主体は、法により株主権およびその他の投資の権利を有する。</p> <p>第126条 民事主体は、法律で規定するその他の民事権利および利益を有する。</p> <p>第127条 データ、ネットワーク仮想財産の保護について、法律の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>第128条 未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利の保護について、法律に特別な規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>第129条 民事上の権利は、民事上の法律行為、事実行為、法律の規定する事件または法律の規定するその</p>	<p>た場合、本法に従つて権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>権利侵害責任法第3条 被権利侵害者は、権利侵害者に権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>第93条 法定または約定の義務がなく、他人の利益が損なわれるのを避けるために管理または服務した場合、受益者にそのために支払われた必要な費用を償却するよう要求する権利を有する。</p> <p>第92条 合法的な根拠なく、不当な利益を取得して、他人に損失が生じた場合、取得した不当な利益は損失を受けた者に返還しなければならない。</p> <p>第94条 公民、法人は著作権（版權）を有し、法により署名、発表、出版、報酬の取得等の権利を有する。</p> <p>第95条 公民、法人が法により取得した特許権は、法律の保護を受ける。</p> <p>第96条 法人、個人工商業者、個人組合が法により取得した商標専用権は、法律の保護を受ける。</p> <p>第118条 公民、法人の著作権（版權）、特許権、商標専用権、発明権およびその他の科学技術成果権が剽窃、改纂、偽造等の侵害を受けた場合、侵害の停止、影響の除去、損失の賠償を要求する権利を有する。</p> <p>第76条 公民は、法により財産相続権を有する。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
---	--

<p>他の方式に基づいて取得することができる。</p>	
<p>第130条 民事主体は、自己の意思に基づいて法により民事上の権利を行使するものとし、干渉を受けない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第131条 民事主体が権利を行使するにあたり、法律の規定する、および当事者の約定する義務を履行しなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第132条 民事主体は、民事上の権利を濫用して国家の利益、社会公共の利益または他人の合法的な権利と利益に損害を与えてはならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第6章 民事法律行為</p>	
<p>第1節 一般規定</p>	
<p>第133条 民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事上の法律関係を成立、変更、終了させる行為である。</p>	<p>第54条 民事法律行為は、<u>公民または法人が民事上の権利および民事上の義務を発生、変更、消滅させる合法の行為である。</u></p>
<p>第134条 民事法律行為は、双方または多数の意思表示の合致に基づいて成立することができ、単独の意思表示に基づき成立することもできる。</p>	<p>←新設</p>
<p>②法人、非法人組織が法律または定款で規定する議事の形式および表決手続に従って決議を行った場合、当該決議行為は成立する。</p>	
<p>第135条 民事法律行為は、書面形式、口頭形式またはその他の形式を採用することができるが、<u>法律、行政法規の規定、または当事者の約定で特定の形式を採用する場合は、特定の形式を採用しなければならない。</u></p>	<p>第56条 民事法律行為は、書面形式、口頭形式またはその他の形式を採用することができる。但し、法律で特定の形式を<u>用いると規定している場合は、法律の規定に従わなければならない。</u></p>
<p>第136条 民事法律行為は、成立の時に効力を生じるが、<u>但し、法律に別段の規定がある、または当事者に別段の約定がある場合は除く。</u></p>	<p>第57条 民事法律行為は、成立の時から<u>法的拘束力を有する</u>。行為者は、法律の規定によらずに、または相手方の同意を得ることなく、勝手に変更または解除してはならない。</p>
<p>②行為者は、法律の規定によらずに、または相手方の同意を経ずに、<u>民事法律行為を勝手に変更または解除してはならない。</u></p>	
<p>第2節 意思表示</p>	
<p>第137条 <u>対話形式でなされた意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。</u></p>	<p>契約法第16条 <u>申込は、被申込者に到達した時に効力を生じる。</u></p>
<p>②<u>非対話形式でなされた意思表示は、相手方に到達した時に効力を生じる。非対話形式でなされた電子デー</u></p>	<p>②<u>電子データ文書形式を採用して契約を締結するにあたり、受取人が電子データ文書の受領に特定のシステ</u></p>



<p>タ文書形式の意思表示については、相手方が電子データ文書の受領に特定のシステムを指定している場合は、当該電子データ文書が当該特定のシステムに入った時に効力を生じるが、特定のシステムを指定していないときは、当該電子データ文書が当該システムに入ったことを相手方が知った、または知るべきであった時に効力を生じる。当事者が電子データ文書形式の意思表示の効力発生時について別段の約定があるときは、その約定に従う。</p>	<p>ムを指定している場合は、当該電子データ文書が当該特定システムに入った時を到達した時とみなすが、特定のシステムを指定していないときは、当該電子データ文書が受取人の何らかのシステムに入った最初の時を到達した時とみなす。</p>
<p>第138条 相手方のない意思表示は、表示が完成した時に効力を生じる。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>←新設</p>
<p>第139条 公告の形式でなされた意思表示は、公告が出された時に効力を生じる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第140条 行為者は、明示または黙示の意思表示をなすことができる。</p>	<p>【民通意見】66. 一方当事者が相手方当事者に民事上の権利の要求を打ち出すにあたり、相手方が言語または文字を用いて意見を明確に表示してはいないが、その行為が既に受け取ったと表明している場合は、黙示であると認定することができる。不作為の黙示は、法律に規定がある、または当事者双方に約定があるという状況下でのみ、意思表示とみなすことができる。</p>
<p>②沈黙は、法律の規定、当事者の約定がある、または当事者間の取引慣習に合致する場合にのみ、意思表示とみなすことができる。</p>	
<p>第141条 行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示を撤回する通知は、意思表示が相手方に到達する前、または意思表示と同時に、相手方に到達しなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第142条 相手方のある意思表示の解釈については、使用された文言に基づき、関連条項、行為の性質と目的、慣習および信義誠実の原則を総合して、意思表示の含意を確定しなければならない。</p>	<p>契約法第125条① 当事者に契約条項の理解について争いがある場合、契約に使用された文言、契約の関連条項、契約の目的、取引慣習および誠実信用の原則に従って、当該条項の真の意味を確定しなければならない。</p>
<p>②相手方のない意思表示の解釈については、使用された文言に完全に拘泥することはできないが、関連条項、行為の性質と目的、慣習および信義誠実の原則を総合して、行為者の真の意思を確定しなければならない。</p>	
<p>第3節 民事法律行為の効力</p>	
<p>第143条 下に列挙する要件を満たす民事法律行為は有効である。          (一) 行為者が相応の民事行為能力を有している          (二) 意思表示が真実である          (三) 法律、行政法規の強行規定に反せず、公序良俗に反しない</p>	<p>第55条 民事法律行為は、下に列挙する要件を満たさなければならない。          (一) 行為者が相応の民事行為能力を有している          (二) 意思表示が真実である          (三) 法律または社会公共の利益に反しない</p>

<p>第144条 民事行為無能力者が行った民事法律行為は無効である。</p> <p>第145条 制限民事行為能力者が行った純粹に利益を得る民事法律行為またはその年齢、知能、精神の健康状態に応じた民事法律行為は有効であり、行ったその他の民事法律行為は、法定代理人の同意または追認を経た後は有効である。</p> <p>②相手方は、法定代理人に通知の受領の日から<u>30日</u>以内に追認の催告をすることができる。法定代理人が表示をしない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前に、善意の相手方は取消権を有する。取消は通知の形式によってなされなければならない。</p> <p>第146条 行為者が相手方と<u>虚偽の意思表示</u>で行った民事法律行為は無効である。</p> <p>②虚偽の意思表示で隠匿した民事法律行為の効力は、関連する法律の規定に従って処理する。</p> <p>第147条 重大な誤解に基づいてなされた民事法律行為について、行為者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p> <p>第148条 一方が詐欺の手段で、相手方が真の意思に反している状況でなした民事法律行為について、詐欺を受けた者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p> <p>第149条 第三者が詐欺行為を行い、一方が真の意思に反している状況でなした民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知った、または知ることができたときは、詐欺を受けた者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p> <p>第150条 一方または第三者が強迫の手段で、相手方に真実の意思に反する状況で行かせた民事法律行為について、強迫を受けた者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p>	<p>第58条①一 下に列挙する民事行為は無効である。 (一) 民事行為無能力者が行ったもの</p> <p>民法総則第145条 制限民事行為能力者が行った純粹に利益を得る民事法律行為またはその年齢、知能、精神の健康状態に応じた民事法律行為は有効であり、行ったその他の民事法律行為は、法定代理人の同意または追認を経た後は有効である。</p> <p>②相手方は、法定代理人に通知の受領の日から<u>1か月</u>以内に追認の催告をすることができる。</p> <p>③法定代理人が表示をしない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前に、善意の相手方は取消権を有する。取消は通知の形式によってなされなければならない。</p> <p>第58条①七 下に列挙する民事行為は無効である。 (七) 合法的な形式で違法な目的を隠蔽するもの</p> <p>第59条①一 下に列挙する民事行為について、一方は、人民法院または仲裁機関に変更または取消しを請求する権利を有する。 (一) 行為者が行為の内容について重大な誤解があるもの</p> <p>契約法第54条② 一方が詐欺、強迫の手段で、または人の危難に乗じて、相手方が真実の意思に反している状況で締結した契約について、損害を被った側は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。</p> <p>←新設</p> <p>契約法第54条② 一方が詐欺、強迫の手段で、または人の危難に乗じて、相手方が真実の意思に反している状況で締結した契約について、損害を被った側は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。</p> <p>③当事者が変更を請求する場合、人民法院または仲裁機構は、取り消してはならない。</p>
---	---

<p>第 151 条 一方が、<u>相手方が危難の状態、判断能力の欠如等の状況にあることを利用して</u>、民事法律行為の成立の時に著しく公平を失っている場合、損害を受けた側は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p>	<p>民法通則第 59 条①二 下に列挙する民事行為について、一方は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。 (二) 著しく公平を失っているもの</p> <p>契約法第 54 条①二 下に列挙する契約について、当事者の一方は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。 (二) 契約締結時に著しく公平を失っているもの</p> <p>契約法第 54 条② 一方が詐欺、強迫の手段で、または人の危難に乗じて、相手方が真実の意思に反している状況で締結した契約について、損害を被った側は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。</p>
<p>第 152 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、取消権は消滅する。 (一) 当事者が取消事由を知った、または知るべきであった日より 1 年以内に、<b>重大な誤解をした当事者が取消事由を知った、または知るべきであった日より 90 日以内に</b>、取消権を行使しなかった (二) 当事者が強迫を受けて、強迫行為の終了日より 1 年以内に取消権を行使しなかった (三) 当事者が取消事由を知った後に、<b>取消権の放棄を明確に表示した、または自己の行為により表明した</b></p> <p>②当事者が民事上の法律行為の発生の日より 5 年以内に取消権を行使しなかった場合、取消権は消滅する。</p>	<p>契約法第 55 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、取消権は、消滅する。 (一) 取消権を有する当事者が取消事由を知った、または知るべきときから 1 年以内に取消権を行使しなかった (二) 取消権を有する当事者が取消事由を知った後、明確に表示して、または自己の行為で取消権を放棄した。</p>
<p>第 153 条 法律、行政法規の強行規定に反する民事法律行為は無効である。但し、<b>当該強行規定が当該民事法律行為を無効としない場合は除く。</b></p> <p>②公序良俗に反する民事法律行為は無効である。</p>	<p>契約法第 52 条四、五 下に列挙する事由の 1 つがある場合、契約は無効である。 (四) 社会の公共の利益を損なった (五) 法律、行政法規の強行規定に反した</p> <p>「契約法解釈 (二)」第 14 条 契約法第 52 条第 (五) 号に定める「強行規定」とは、効力的強行規定を指す。</p>
<p>第 154 条 行為者と相手方が悪意で通謀し、<u>他人の合法的な権利と利益に損害をあたえる民事法律行為は</u>、無効である。</p>	<p>民法通則第 58 条①四 下に列挙する民事行為は、無効である。 (四) 悪意で通謀して、<u>国家、集団または第三者の利益に損害をあたえるもの</u></p> <p>契約法第 52 条二 下に列挙する事由の 1 つがある場合、契約は無効である。 (二) 悪意で通謀し、<u>国家、集団または第三者の利益に損害をあたえる</u></p>
<p>第 155 条 無効の、または取り消された民事法律行為</p>	<p>契約法第 56 条 無効の契約、または取り消された契</p>

<p>は、はじめから法的拘束力を有しない。</p> <p>第156条 民事法律行為の一部が無効であっても、その他の部分の効力には影響しない場合は、その他の部分は依然として有効である。</p> <p>第157条 民事法律行為の無効、取消し、または効力を生じないことが確定した後、行為者は、当該行為によって取得した財産の返還をしなければならず、返還できない、または返還の必要がない場合は、換価補償をしなければならない。過失のある一方は、相手方がこれにより受けるに至った損害を賠償しなければならず、双方〔各方〕にいずれも過失がある場合は、各自が相応の責任を負わなければならない。法律に別段の規定があるときは、その規定に従う。</p> <p>第4節 民事法律行為の条件の付帯および期限の付帯</p> <p>第158条 民事法律行為には条件を付けることができるが、但し、その性質により条件を付けることのできない場合は除く。停止条件を付けた民事法律行為は、条件が成就した時に効力を生じる。解除条件を付けた民事法律行為は、条件が成就した時に効力を失う。</p> <p>第159条 条件を付けた民事法律行為について、当事者が自己の利益のために、条件の成就を不当に阻止した場合、条件は既に〔已經〕成就したものとみなし、条件の成就を不当に促進した場合は、条件は成就していないものとみなす。</p>	<p>約は、はじめから法的拘束力を有しない。契約の一部が無効であっても、その他の部分の効力には影響しない場合は、その他の部分は依然として有効である。</p> <p>第60条 民事行為の一部が無効であっても、その他の部分の効力には影響しない場合は、その他の部分は依然として有効である。</p> <p>民法通則第61条 民事行為が、無効を確認され、または取り消された後、当事者は、当該行為によって取得した財産を、損失を受けた一方に返還しなければならない。過失のある一方は、相手方がこれによって受けた損失を賠償しなければならず、双方〔双方〕にいずれも過失がある場合は、各自が相応の責任を負わなければならない。</p> <p>②双方が、悪意で通謀して、民事行為をおこない、国家、集団および第三者の利益に損害をあたえた場合は、双方の取得した財産を取り返して、国家、集団の所有に戻さなければ、または第三者に返還しなければならない。</p> <p>契約法第58条 契約が無効とされ、または取り消された後、当該契約によって取得した財産は、返還されなければならない、返還することができない、または返還する必要がない場合は、換価補償しなければならない。過失のある一方は、相手方がそれにより受けるに至った損害を賠償しなければならず、双方にいずれも過失があるときは、各自が相応の責任を負わなければならない。</p> <p>民法通則第62条 民事法律行為には条件を付けることができ、条件を付けた民事法律行為は付けられた条件に合致した時に効力を生じる。</p> <p>契約法第45条① 当事者は、契約の効力について、条件を付けることを約定することができる。停止条件を付けた契約は、条件が成就した時に効力を生じる。解除条件を付けた契約は、条件が成就した時に効力を失う。</p> <p>契約法第45条② 当事者が自己の利益のために、条件の成就を不当に阻止した場合、条件はすでに〔已〕成就したものとみなし、条件の成就を不正に促進した場合は、条件が成就していないものとみなす。</p>
--	--

<p>第160条 <u>民事法律行為には期限を付けることができるが、但し、その性質により期限を付けることのできない場合は除く。</u>始期を付けた<u>民事法律行為</u>は、期限が到来した時に効力を生じる。終期を付けた<u>民事法律行為</u>は、期限の到来した時に効力を失う。</p> <p>第7章 代理</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第161条 <u>民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。</u></p> <p>②法律の規定、当事者の約定<u>または民事法律行為の性質</u>に従い、本人が<u>自ら</u>行わなければならない民事法律行為は、代理することができない。</p> <p>第162条 <u>代理人が代理権の範囲内で、本人名義で行った民事法律行為は、本人について効力を生じる。</u></p> <p>第163条 <u>代理には任意代理と法定代理が含まれる。</u></p> <p>②任意代理人は、本人の委任により代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に従って代理権を行使する。</p> <p>第164条 <u>代理人が職責を履行しない、または不完全に履行したことで、本人に損害をあたえた場合は、民事責任を負わなければならない。</u></p> <p>②代理人が<u>相手方</u>と<u>悪意</u>で通謀して、本人の合法的な権利と利益に損害をあたえた場合は、代理人と<u>相手方</u>は連帯して責任を負わなければならない。</p> <p>第2節 任意代理〔委托代理〕</p> <p>第165条 <u>任意代理の授権に書面の形式を採用した場合、授権の委任状には、代理人の氏名または名称、代理事項、権限と期限〔期限〕を明記しなければならず、なおかつ本人が署名または押印しなければならない。</u></p>	<p>契約法第46条 <u>当事者は、契約の効力について、期限を付ける約定をすることができる。</u>始期を付けた契約は、期限が到来した時に効力を生じる。終期を付けた契約は、期限が到来した時に効力を失う。</p> <p>第63条① <u>公民、法人は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。</u></p> <p>③法律の規定に従い、または当事者双方の約定に基づいて本人が行わなければならない民事法律行為は、代理することはできない。</p> <p>第63条② <u>代理人は、代理権限の範囲において、本人の名義で民事法律行為を行う。本人は、代理人の代理行為について、民事責任を負う。</u></p> <p>第64条 <u>代理には、任意代理、法定代理および指定代理が含まれる。</u></p> <p>②任意代理人は、本人の委任に従って代理権を行使し、法定代理人は、法律の規定に従って代理権を行使し、指定代理人は、<u>人民法院または指定単位の指定に従って代理権を行使する。</u></p> <p>第66条② <u>代理人が職責を履行しないことによって本人に損害をあたえた場合は、民事責任を負わなければならない。</u></p> <p>③代理人が<u>第三者</u>と通謀して本人の利益に損害をあたえた場合は、代理人と<u>第三者</u>が連帯して責任を負う。</p> <p>民法総則第165条 <u>任意代理の授権に書面の形式を採用した場合、授権の委任状には、代理人の氏名または名称、代理事項、権限と期間〔期間〕を明記しなければならず、なおかつ本人が署名または押印しなければならない。</u></p>
---	--

<p>第166条 数人が同一の代理事項の代理人となる場合、代理権を共同で行使しなければならないが、但し、当事者に別段の約定があるときは除く。</p> <p>第167条 代理人が、代理事項が違法であることを知っていた、もしくは知っているべきであったにもかかわらず代理行為を行った場合、または本人が、代理人の代理行為が違法であることを知っていた、もしくは知っているべきであったが、<u>反対の表示をしなかった場合</u>、本人と代理人は、連帯して責任を担わなければならない。</p> <p>第168条 代理人は本人の名義で自己と民事法律行為を行ってはならないが、但し、本人が同意する、または追認する場合は除く。</p> <p>②代理人は本人の名義で自己が同時に代理する他の者との法律行為を行ってはならないが、但し、代理される双方が同意する、または追認する場合は除く。</p> <p>第169条 代理人が<u>第三者</u>に代理を再委任する必要がある場合は、本人の同意または追認を得なければならない。</p> <p>②復代理が本人の同意または追認を得たときは、本人は、代理事務について再委任した復代理人〔第三者〕に直接指示することができ、代理人は復代理人の選任および復代理人に対する指示についてのみ責任を負う。</p> <p>③復代理が本人の同意または追認を得ていないときは、代理人は、再委任をした復代理人〔第三者〕の行為について責任を負わなければならないが、但し、緊急の状況において代理人が本人の利益を維持〔<u>维护</u>〕する<u>必要</u>のために復代理人に代理を再委任したときは除く。</p> <p>第170条 法人または非法人組織の業務担当者が、その職権の範囲内の事項について、法人または非法人組織の名義で行った民事法律行為は、法人または非法人組織について効力を生じる。</p> <p>②法人または非法人組織は、その業務担当者の職権の範囲の制限について、善意の相手方に対抗することができない。</p> <p>第171条 行為者に代理権がない、代理権を踰越している、または代理権が消滅後であるにもかかわらず、</p>	<p>←新設</p> <p>第67条 代理人が、委任された代理の事項が違法であることを知っていたにもかかわらず代理活動を進めた場合、または本人が、代理人の代理行為が違法であることを知っていたが、<u>反対を表示しなかった場合</u>、本人と代理人は、連帯して責任を負う。</p> <p>←設定</p> <p>第68条 任意代理人が本人の利益のために他人に代理を再委託する必要がある場合は、事前に本人の同意を得なければならない。<u>事前に本人の同意を得ていないときは、事後にすみやかに本人に通知しなければならないが、もし本人が同意しないときは、代理人が自己の再委託した者の行為について民事責任を負うが、但し緊急の状況において、本人の利益の保護〔<u>保护</u>〕のために他人に代理を再委託したときは除く。</u></p> <p>民法通則第43条 企業法人は、その法定代表者およびその他の業務者の経営活動について、民事責任を負う。</p> <p>契約法第50条 法人またはその他の組織の法定代理人、責任者が権限を踰越して締結した契約について、相手方がその権限の踰越を知っていた、または知っているべきであったときを除き、その代表行為は有効である。</p> <p>第66条① 代理権がない、代理権を踰越している、または代理権の消滅後の代理行為について、本人の追認</p>
---	---

依然として代理行為を行い、本人の追認が得られない場合は、本人について効力を生じない。

②相手方は、本人に通知受領の日から 30 日以内に追認するよう催告することができる。本人が表示をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。行為者が行った行為が追認されるまでは、善意の相手方は取消しの権利を有する。取消しは通知の形式でなされなければならない。

③行為者の行った行為が追認されない場合、善意の相手方は行為者に債務の履行または受けた損害の賠償を請求する権利を有する。但し、賠償の範囲は、本人が追認した時に相手方が得られる利益を超えてはならない。

④相手方〔相対人〕が、行為者が無権代理であることを知っていた、または知るべきであった場合は、相手方と行為者は各自の過失に応じて責任を負う。

第 172 条 行為者の代理権がない、代理権を踰越している、または代理権が消滅後であるにもかかわらず、依然として代理行為を行い、相手方が行為者に代理権があると信じる理由がある場合は、代理行為は有効とする。

### 第 3 節 代理の終了

第 173 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、委任代理は終了する。

- (一) 代理期限が到来した、または代理事務が完成した
- (二) 本人が委任を取り消した、または代理人が委任を辞退した
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失した
- (四) 代理人または本人が死亡した
- (五) 代理人または本人としての法人、非法人組織が消滅した。

第 174 条 本人の死亡後、下に列挙する事由の 1 つがあった場合、任意代理人が行った代理行為は有効である。

- (一) 代理人が本人の死亡を知らず、なおかつ知り得べきではなかった
- (二) 本人の相続人が承認をした
- (三) 授權において代理権が代理事務の完成時に消滅することを明確にしている
- (四) 本人が死亡する前にすでに行っていたもので、本人の相続人の利益のために継続した代理。

を経た場合にのみ、本人について効力を生じる。追認を経ていない代理行為は、行為者が民事責任を負う。本人が、他人が本人名義で民事行為を行っていることを知りながら否認の表示をしなかったときは、同意したとみなす。

④相手方〔第三人〕が、行為者の代理権がない、代理権を踰越している、または代理権がすでに終了していることを知りながら、行為者と民事行為をおこなって、他人に損害をあたえた場合は、相手方と行為者が連帯して責任を負う。

契約法第 49 条 行為者の代理権がない、代理権を踰越している、または代理権が消滅後であるのに、本人名義で契約を締結して、相手方が行為者に代理権があると信じる理由がある場合は、当該代理行為は有効である。

第 69 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、任意代理は終了する。

- (一) 代理期間が満了した、または代理事務が完成した
- (二) 本人が委任を取り消した、または代理人が委任を辞退した
- (三) 代理人が死亡した
- (四) 代理人が民事行為能力を喪失した
- (五) 本人または代理人としての法人が消滅した。

【民通意見】82. 本人の死亡後、下に列挙する事由の 1 つがあった場合、任意代理人が行った代理行為は有効である。(1) 代理人が本人の死亡を知らなかった場合、(2) 本人の相続人が全員承認した場合、(3) 本人と代理人が代理事項の完成時に代理権が消滅することまで約定している場合、(4) 本人が死亡する前にすでに行っていたが、本人の死亡後に本人の相続人の利益を相続人の利益のために継続して完成した場合。

<p>②本人としての法人、非法人組織が消滅する場合は、前項の規定を参照し適用する。</p> <p>第175条 下に列挙する事由の1つがある場合、法定代理は終了する。          (一) 本人が完全民事行為能力を取得または回復した  <u>(二) 代理人が民事行為能力を喪失した</u>          (三) 代理人または本人が死亡した  <b>(四) 法律の規定するその他の事由。</b></p> <p>第8章 民事責任</p> <p>第176条 民事主体は、法律の規定または当事者の約定に従って民事義務を履行し、民事責任を負う。</p> <p>第177条 2人以上が法により割合の責任を負う場合、責任の大きさを確定できる場合は、各自が相応の責任を負うが、責任の大きさを確定することが難しいときは、責任を平均して負担する [平均承担]。</p> <p>第178条 2人以上が法により連帯責任を負う場合、<u>権利者は一部または全部の連帯責任者が責任を負うよう請求する権利を有する。</u></p> <p>②連帯責任者の責任の割合は、各自の責任の大きさに応じて確定し、責任の大きさを確定することが難しい場合は、責任を平均して負担する。実際に負担した責任が自己の責任の割合を超えた連帯責任者は、他の連帯責任者に求償する権利を有する。</p> <p>③連帯責任は、法律の規定または当事者の約定による。</p> <p>第179条 民事責任の負担方式には、主に以下のものがある。          (一) 侵害の停止          (二) 妨害の排除          (三) 危険の除去          (四) 財産の返還          (五) 原状の回復          (六) 修理、やり直し、交換  <b>(七) 履行の継続</b>          (八) 損害の賠償          (九) 違約金の支払い          (十) 影響の除去、名誉の回復          (十一) 謝罪</p>	<p>第70条 下に列挙する事由の1つがある場合、法定代理または指定代理は終了する。          (一) 本人が民事行為能力を取得または回復した  <u>(二) 本人または代理人が死亡した</u>  <u>(三) 代理人が民事行為能力を喪失した</u>          (四) 代理を指定した人民法院または指定組織が指定を取り消した          (五) その他の原因によって引き起こされた本人と代理人の間の監護関係の消滅。</p> <p>第106条① 公民、法人は、契約に違反した、またはその他の義務を履行しなかった場合、民事責任を負わなければならない。</p> <p>権利侵害責任法第12条 2人以上がそれぞれ別に権利侵害行為を行って同一の損害が生じ、責任の大きさを確定できる場合は、各自が相応の責任を負うが、責任の大きさを確定することが難しいときは、賠償責任を平均して負担する [平均承担]。</p> <p>権利侵害責任法第13条 連帯責任を負うことが法律で規定されている場合、<u>被権利侵害者は一部または全部の連帯責任者が責任を負うよう請求する権利を有する。</u></p> <p>権利侵害責任法第14条 連帯責任者は各自の責任の大きさに基づいて相応の賠償額を確定するが、責任の大きさを確定することが難しい場合は、賠償責任を平均して負担する [平均承担]。</p> <p>②自己の賠償額を超えて支払った連帯責任者は、他の連帯責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第134条 民事責任の負担方式には、主に以下のものがある。          (一) 侵害の停止          (二) 妨害の排除          (三) 危険の除去          (四) 財産の返還          (五) 原状の回復          (六) 修理、やり直し、交換          (七) 損失の賠償          (八) 違約金の支払い          (九) 影響の除去、名誉の回復          (十) 謝罪</p> <p>②以上の民事責任の負担方式は、単独で適用すること</p>
--	---



<p>②法律で懲罰的賠償を規定する場合は、その規定に従う。</p> <p>③本条で規定する民事責任の負担方式は、単独で適用することも、併せて適用することもできる。</p> <p>第 180 条 不可抗力により民事義務を履行することができない場合は、民事責任を負わないものとする。法律に別段の規定があるときは、その規定に従う。</p> <p>②不可抗力とは、予見できない、回避できない、なおかつ克服できない客観的な状況でのことである。</p> <p>第 181 条 正当防衛により損害をあたえた場合は、民事責任を負わない。</p> <p>②正当防衛が必要な限度を超えて、あるべきでない損害が生じた場合は、<b>正当防衛者は、適切な民事責任を負わなければならない。</b></p> <p>第 182 条 緊急避難により損害が生じた場合は、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負う。</p> <p>②危険が自然の原因によって引き起こされたときは、緊急避難者は、民事責任を負わないが、<b>適切な補償を行うことができる。</b></p> <p>③緊急避難で採った措置が不当であり、または必要な限度を超えており、生じるべきでない損害を生じさせたときは、緊急避難者は、適切な民事責任を負わなければならない。</p> <p>第 183 条 他人の民事上の権利と利益を保護することによって自己が損害を受けた場合、<b>権利侵害者は民事責任を負い、受益者は適切な補償を行うことができる。権利侵害者がいない、権利侵害者が逃亡した、または民事責任を負う能力がないので、被害者が補償を請求したときは、受益者が適切な補償を行わなければならない。</b></p> <p>第 184 条 自己の意向によって緊急救助行為を行い、救助された者に損害をあたえた場合、救助者は民事責任を負わない。</p> <p>第 185 条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、<b>社会の公共の利益に損害をあたえた場合は、民事責任を負わなければならない。</b></p>	<p>も、併せて適用することもできる。</p> <p>③人民法院は、民事事件を審理して、上述の規定を適用するほか、訓戒をし、始末書の提出を命じ、違法活動が行われた財物および違法所得を没収し、さらに法律の規定に従って罰金、拘留に処することができる。</p> <p>第 107 条 不可抗力によって契約を履行することができない、または他人に損害をあたえた場合は、民事責任を負わないが、<u>法律に別段の規定があるときは除く。</u></p> <p>第 153 条 本法でいう「不可抗力」とは、予見できない、回避できない、<u>あわせて克服できない客観的な状況のことである。</u></p> <p>第 128 条 正当防衛により損害をあたえた場合は、民事責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超えて、あるべきでない損害を生じたさせた場合は、適切な民事責任を負わなければならない。</p> <p>第 129 条 緊急避難により損害が生じた場合は、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負う。危険が自然の原因によって引き起こされたときは、緊急避難者は、民事責任を負わない、または適切な民事責任を負う。緊急避難によって採った措置が不当であり、または必要な限度を超えており、生じるべきでない損害を生じさせたときは、緊急避難者は、<u>適当な民事責任を負わなければならない。</u></p> <p>第 109 条 <u>国家、集団の財産または他人の財産、人身が侵害を受けることを防止し、制止した</u>ことによって、自己が損害を受けた場合、<u>侵害者が賠償責任を負い、受益者も適当な補償を行うことができる。</u></p> <p>←新設</p> <p>【精神損害賠償司法解釈】第 3 条 自然人が死亡した後、その近親族が下に列挙する権利侵害行為により精神的苦痛を受けて、人民法院に精神損害の賠償を請求</p>
--	--

<p>第186条 当事者一方の違約行為によって、相手方の<b>人身上の権利と利益</b>、財産上の権利と利益に損害をあたえた場合、損害を受けた者は、違約責任かまたは権利侵害責任かを負うことを選択して請求する権利を有する。</p> <p>第187条 民事主体が同一の行為によって<b>民事責任</b>、<b>行政責任</b>および<b>刑事責任</b>を負わなければならない場合、<b>行政責任または刑事責任を負うことは民事責任を負うことに影響せず</b>、<b>民事主体の財産が支払いに足りないときは、民事責任を負うことに優先的に用いるものとする。</b></p> <p>第9章 訴訟時効</p> <p>第188条 人民法院に民事上の権利の保護を請求する訴訟時効の期間は<b>3年とする</b>。法律に別段の規定がある場合は、<u>その規定に従う</u>。</p> <p>②訴訟時効の期間は、<b>権利者が損害を受けたことおよび義務者を知った、または知ることができるべき日より起算する</b>。法律に別段の規定がある場合は、<u>その規定に従う</u>。但し、<b>権利が損害を受けた日より20年を超えたときは、人民法院は保護をしないが、特殊な事情があるときは、人民法院は権利者の申請に基づき延長を決定することができる。</b></p> <p>第189条 当事者が同一の債務について時期を分けて履行することを約定した場合、訴訟時効の期間は、最終回の履行の期限が到来する日より起算する。</p> <p>第190条 <b>民事行為無能力者または制限民事行為能力</b></p>	<p>して訴えを提起する場合、人民法院は法により受理しなければならない。</p> <p>(一) 侮辱、誹謗、貶め、醜悪化または社会の公共の利益、公衆道徳に反するその他の形式で、<b>死者の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害する。</b></p> <p>(二) 死者のプライバシーを違法に暴露、利用し、または社会の公共の利益、公衆道徳に反するその他の形式で死者のプライバシーを侵害する</p> <p>(三) 遺体、遺骨を違法に利用、毀損し、または社会の公共の利益、公衆道徳に反するその他の形式で遺体、遺骨を侵害する。</p> <p>契約法第122条 当事者の一方の違約行為によって、相手方の人身、財産上の権利と利益が<b>侵害</b>された場合、損害を受けた一方は、本法により違約責任を負うよう<b>要求するか、または他の法律により権利侵害責任を負うよう要求するか</b>を選択する権利を有する。</p> <p>権利侵害責任法第4条 権利侵害者が同一の行為によって行政責任<b>または</b>刑事責任を負わなければならない場合、法により<b>権利侵害責任を負うことに影響しない。</b></p> <p>②同一の行為によって権利侵害責任と行政責任、刑事責任を負わなければならないにもかかわらず、<b>権利侵害者の財産が支払いに足りないときは、権利侵害責任を先に負うものとする。</b></p> <p>第135条 人民法院に民事上の権利の保護を請求する訴訟時効の期間は<b>2年とするが、法律に別段の規定がある場合は除く。</b></p> <p>第137条 訴訟時効の期間は、権利が侵害されたことを知り、または知らなければならない<b>時から起算する</b>。但し、<b>権利が侵害された日から20年を超えた場合は、人民法院は保護しない。特殊な事情があるときは、人民法院は訴訟時効の期間を延長することができる。</b></p> <p>第141条 法律に訴訟時効について別段の規定がある場合は、法律の規定に従う。</p> <p><b>【民事案件訴訟時効規定】</b>第5条 当事者が同一の債務について時期を分けて履行することを約定した場合、訴訟時効の期間は、最終回の履行の期限が到来する<b>日から起算する。</b></p> <p>←新設</p>
--	--

者のその法定代理人についての請求権の訴訟時効の期間は、当該法定代理が終了した日より起算する。

第 191 条 未成年者が性的被害を受けた損害賠償請求権の訴訟時効の期間は、被害者が 18 歳に達した日より起算する。

第 192 条 訴訟時効の期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁をすることができる。

②訴訟時効の期間の満了後、義務者が履行に同意するときは、訴訟時効の期間が満了したことを理由として抗弁してはならず、義務者が自己の意向で履行したときは、返還を請求してはならない。

第 193 条 人民法院は自発的に訴訟時効の規定を適用してはならない [不得]。

第 194 条 訴訟時効の期間の最後の 6 か月の間に、下に列挙する障害によって、請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。

(一) 不可抗力

(二) 民事行為無能力者または制限民事行為能力者に法定代理人がない、または法定代理人が死亡した、民事行為能力を喪失した、代理権を喪失した

(三) 相続開始後に相続人または遺産管理人が確定していない

(四) 権利者が義務者またはその他の者に支配されている

(五) 権利者が請求権を行使できないようにするその他の障害。

②時効の停止事由が終了した日より 6 か月で、訴訟時効の期間が満了したものとする。

第 195 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、訴訟時効は中断し、中断、関連手続き終了の時から、訴訟時効の期間を新たに起算する。

(一) 権利者が義務者に履行の請求を行った

(二) 義務者が義務の履行に同意した

(三) 権利者が訴えを提起した、または仲裁を申し立てた

(四) 訴えの提起または仲裁の申立てと同様の効力を有するその他の事由。

←新設

第 138 条 訴訟時効の期間を過ぎた場合に、当事者が自己の意向で履行するときは、訴訟時効の制限を受けない。

【民事案件訴訟時効規定】第 3 条 当事者が訴訟時効の抗弁をしていない場合に、人民法院は訴訟時効の問題について釈明を行ってはならず、自発的に訴訟時効の規定を適用して裁判を進行してはならない [不応]。

民法通則第 139 条 訴訟時効の期間の最後の 6 か月の間に、不可抗力またはその他の障害によって請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。時効の停止の原因が消滅した日から、訴訟時効の期間を継続して計算する。

【民事案件訴訟時効規定】第 20 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、民法通則第 139 条の規定する「その他の障害」と認定して、訴訟時効は停止しなければならない。

(一) 権利を侵害された民事行為無能力者、限制民事行為能力者に法定代理人がない、または法定代理人

が死亡した、代理権を喪失した、行為能力を喪失した

(二) 相続開始後に相続人または遺産管理人が確定して

いない

(三) 権利者が義務者またはその他の者に支配されて

いて権利を主張できない

(四) 権利者が権利を主張できないようにするその他の

客観的な事由。

第 140 条 訴訟時効は、訴えの提起によって当事者の一方が義務の履行の要求をした、または同意をしたときに中断する。訴訟時効の期間は、中断の時から新たに計算する。

<p>第196条 下に列挙する請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。</p> <p>(一) 侵害の停止，妨害の排除，危険の除去を請求する</p> <p>(二) 不動産物権および登記した動産物権の権利者が財産の返還を請求する</p> <p>(三) 扶養費〔抚养费，贍養費或者扶養費〕の支払いを請求する</p> <p>(四) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権。</p> <p>第197条 訴訟時効の期間，計算方法および停止，中断の事由は、法律で規定するものとし，当事者の約定は無効である。</p> <p>②当事者の訴訟時効の利益についての事前の放棄は無効である。</p> <p>第198条 法律に仲裁の時効についての規定がある場合は、その規定に従い、規定がない場合は、訴訟時効の規定を適用する。</p> <p>第199条 法律で規定する，または当事者が約定した<b>取消権，解除権等の権利の存続期間</b>は、法律に別段の規定がある場合のほか，<b>権利者が権利の発生を知った，または知るべきであった日より起算して，訴訟時効の停止，中断，延長に関連する規定を適用しない。存続期間が満了したときは，取消権，解除権等の権利は消滅する。</b></p> <p>第10章 期間の計算</p> <p>第200条 民法でいう期間は，西暦の年，月，日，時間により計算する。</p> <p>第201条 年，月，日によって期間を計算する場合は，開始の当日〔当日〕は算入〔計入〕せず，翌日〔日〕より起算する。</p> <p>②時によって期間を計算する場合は，法律の規定する，または当事者の約定した時間より起算する。</p> <p>第202条 年，月によって期間を計算する場合は，満了月の応当日を，期間の末日とし，応当日がないときは，その月の末日を期間の末日とする。</p>	<p>←新設</p> <p>【民事案件訴訟時効規定】第2条 当事者が法律の規定に反して，短訴訟時効の期間の延長または短縮を約定したとしても，訴訟時効の利益を事前に放棄したとしても，<u>人民法院は認めない。</u></p> <p>仲裁法第74条 法律に仲裁の時効についての規定がある場合は，当該規定を適用する。法律に仲裁の時効についての規定がない場合は，訴訟時効の規定を適用する。</p> <p>契約法第95条 法律で規定する，または当事者が約定した解除権の行使期間について，期間が満了したにもかかわらず当事者が行使しなかった場合，当該権利は消滅する。</p> <p>②法律で規定がない，または当事者が約定していない解除権の行使期限は，相手方に催告した後に合理的な期間内に行使しなかった場合，当該権利は消滅する。</p> <p>第154条① 民法でいう期間は，西暦の年，月，日，時により計算する。</p> <p>第154条② 時によって期間を計算すると規定する場合は，規定する時から起算する。日，月，年によって期間を計算すると規定する場合は，開始の当日〔当天〕は算入〔算入〕せず，翌日〔天〕から起算する。</p> <p>【民通意見】198. 当事者が約定した期間が月，年の1日目から起算したものでない場合，1か月は30日とし，一年は365日とする。</p> <p>②期間の末日が日曜日またはその他の法定休日であるが，日曜日またはその他の法定休日に臨機応変な変更</p>
--	--

<p>第 203 条 期間の末日が法定の休日にあたる場合は、<b>法定の休日</b>が終了した翌日を期間の末日とする。</p> <p>②期間の末日〔日〕の終了時間は 24 時〔時〕とするが、業務時間がある場合は、業務活動を停止する時間を終了時間とする。</p> <p>第 204 条 期間の計算方法は、本法の規定に従うが、<b>但し、法律に別段の規定がある、または当事者に別段の約定がある場合は除く。</b></p>	<p>〔変通〕がある場合は、実際の休日の翌日を期間の末日とする。</p> <p>第 154 条③ 期間の末日が日曜日またはその他の法定の休日にあたる場合は、休日の翌日を期間の末日とする。</p> <p>④期間の末日〔天〕の終了時間は 24 時〔点〕とする。業務時間がある場合は、業務活動を停止する時間までで終了する。</p> <p>←新設</p>
--	---

\*本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 〈注〉

- (1) 新華社 HP「中国民法典誕生！」[http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247cald376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml] (2020 年 10 月 20 日最終アクセス)。
- (2) 國谷知史「中国の民法典編纂と民法総則」東方, 449 号, 2018 年 7 月, 5 頁。なお, 同「立法・司法」一般社団法人中国研究所編『中国年鑑 2021』明石書店, 2021 年, 88 頁では, 中国民法典の編纂における「法典」と「編纂」という用語の意味を説明しており, 興味深い。
- (3) 中国法制出版社編『中華人民共和國民法典 含新旧與關聯對照』中国法制出版社, 2020 年, 244 頁脚注①参照。
- (4) 総則編を含む中国民法典の翻訳については, 小田美佐子=朱擘「中華人民共和國民法典 (1-2・完)」立命館法学 (390・391), 412-477 頁・436-507 頁, 2020 年, 胡光輝『中華人民共和國民法典 2021 年 1 月施行立法経緯・概要・邦訳』日本加除出版 2021 年 2 月, 孫海萍編著, 方達法律事務所日本業務チーム著『新しい中国民法』商事法務, 2021 年 2 月, 西村あさひ法律事務所中国プラクティスグループ編著『中国民法典と企業法務 日本企業への影響と変わる取引手法』ぎょうせい, 2021 年 4 月等がある。
- (5) 民法通則の翻訳については, 小川竹一=國谷知史=田中信行=通山昭治訳「資料 中華人民共和國民法通則・中華人民共和國民法通則草案」法律時報 58 卷 9 号, 1986 年 8 月, 同「民法通則」『中国基本法令集』日本評論社, 1988 年等があり, 参照した。
- (6) 民法総則 (2017 年 3 月 15 日第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議で採択) の翻訳については, 朱擘=小田美佐子「中華人民共和國民法総則」法律時報 89 卷 5 号, 2017 年 5 月, 錢偉榮「中華人民共和國民法総則」松山大学論集 29 卷 2 号, 2017 年 6 月, 王晨訳「中華人民共和國民法総則 (第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議で制定, 2017 年 3 月 15 日公布)」法学雑誌 63 卷 3 号, 2017 年 9 月, 胡光輝=王毓茜「中華人民共和國民法総則の概説と邦訳 (上・中・下)」戸籍時報 759・760・762 号, 2017 年 10-12 月, 李智基=加藤幸英「中華人民共和國民法総則」愛知学院大学語研紀要 45 卷 1 号, 2020 年 1 月等がある。
- (7) 関連法令のうち, 婚姻法については岡綾子訳「婚姻法」中国研究所編『中国年鑑 2002』創土社, 2002 年, 500 頁以下, 國谷知史訳「中華人民共和國契約法」中国研究所編『中国年鑑 2000』創土社, 2000 年, 499 頁以下を参照した。また, 後掲の司法解釈「精神損害賠償司法解釈」については, 宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」法政論集 237 号, 2010 年の条文翻訳を参照した。